

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年3月27日

【事業年度】 第40期(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

【会社名】 株式会社グローバルダイニング

【英訳名】 GLOBAL-DINING, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長谷川 耕造

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山七丁目1番5号

【電話番号】 (03)5469-3223

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 山下 優子

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山七丁目1番5号

【電話番号】 (03)5469-3222

【事務連絡者氏名】 財務経理グループ グループリーダー 中尾 慎太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月		平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
売上高	(千円)	16,461,029	15,097,837	13,746,563	11,922,150	11,813,367
経常利益又は 経常損失()	(千円)	105,955	194,318	125,652	168,238	35,576
当期純損失()	(千円)	897,023	508,162	672,818	391,322	191,572
包括利益	(千円)				448,362	68,770
純資産額	(千円)	5,357,980	5,201,963	4,376,776	3,880,834	3,813,943
総資産額	(千円)	11,181,518	10,192,458	8,715,454	8,090,007	8,360,263
1株当たり純資産額	(円)	752.02	514.89	430.52	385.88	379.04
1株当たり当期純損失金額 ()	(円)	126.27	52.98	66.98	38.96	19.07
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)					
自己資本比率	(%)	47.8	50.7	49.6	47.9	45.5
自己資本利益率	(%)					
株価収益率	(倍)					
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	894,239	483,883	380,407	175,270	227,266
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	270,320	181,614	195,206	16,904	29,153
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,154,235	230,265	571,511	357,487	111,294
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	519,905	592,424	593,545	428,054	513,133
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用者数〕	(名)	347 〔1,361〕	339 〔1,365〕	303 〔1,247〕	278 〔1,159〕	275 〔984〕

- (注) 1 売上高に消費税等は含まれておりません。
- 2 第36期及び第37期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第38期、第39期及び第40期については、1株当たり当期純損失であり、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 第36期、第37期、第38期、第39期及び第40期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
- 4 第39期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用し、遡及処理をしております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月		平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
売上高	(千円)	15,843,951	14,416,279	13,051,743	11,314,466	11,203,719
経常利益又は 経常損失()	(千円)	522,786	380,786	95,280	74,893	341
当期純損失()	(千円)	1,341,729	285,624	812,546	297,977	155,653
資本金	(千円)	1,222,116	1,472,118	1,472,118	1,472,118	1,472,118
発行済株式総数	(株)	7,111,400	10,052,600	10,052,600	10,052,600	10,052,600
純資産額	(千円)	5,619,586	5,811,587	5,021,199	4,674,495	4,522,379
総資産額	(千円)	11,380,663	10,732,130	9,270,808	8,793,963	8,979,809
1株当たり純資産額	(円)	788.85	575.58	494.67	464.90	449.57
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	(円) (円)	5.00 ()	()	()	()	()
1株当たり当期純損失金額 ()	(円)	188.87	29.78	80.89	29.67	15.50
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)					
自己資本比率	(%)	49.2	53.9	53.6	53.1	50.3
自己資本利益率	(%)					
株価収益率	(倍)					
配当性向	(%)					
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用者数〕	(名)	316 〔1,342〕	268 〔1,318〕	275 〔1,149〕	255 〔1,066〕	257 〔907〕

(注) 1 売上高に消費税等は含まれておりません。

- 第36期及び第37期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第38期、第39期及び第40期については、1株当たり当期純損失であり、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 第36期、第37期、第38期、第39期及び第40期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
- 第39期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用し、遡及処理をしております。

2 【沿革】

当社は、現代表取締役社長 長谷川耕造により、昭和48年10月東京都新宿区において、喫茶店及びレストラン経営などを目的に、出資金500万円で有限会社長谷川実業として設立し、同年12月北欧館（喫茶店）を高田馬場に開業いたしました。

その後、事業規模の拡大、経営内容を充実するため、昭和60年2月東京都港区において、有限会社長谷川実業から長谷川実業株式会社に組織変更し、東京都内を中心にレストランを展開いたしました。また、平成9年1月長谷川実業株式会社から株式会社グローバルダイニングに商号変更いたしました。

年月	沿革
昭和48年10月	東京都新宿区において有限会社長谷川実業を設立
12月	北欧館（喫茶店）を開業
53年3月	原宿ゼスト出店
55年11月	原宿ラ・ボエム出店
60年2月	長谷川実業株式会社に組織変更
平成元年9月	ゼスト キャンティーナ（メキシコアメリカ料理）を世田谷区に出店
11月	カフェ ラ・ボエム（イタリア料理）を世田谷区に出店
2年7月	米国でレストラン経営を行うため子会社グローバル インベストメント コンセプト、インク．（GLOBAL INVESTMENT CONCEPT, INC.）をカリフォルニア州に設立（現・連結子会社）
3年11月	カフェ ラ・ボエム ロスアンジェルス（国際折衷料理）を米国カリフォルニア州に出店
4年10月	タブローズ（国際折衷料理）を渋谷区代官山に出店
8年10月	本社を港区南青山に移転
11月	モンスーンカフェ サンタモニカ（アジア料理）を米国カリフォルニア州に出店
9年1月	商号を株式会社グローバルダイニングに変更
10年10月	米国の子会社の商号をグローバルダイニング、インク．オブ カリフォルニア（GLOBAL-DINING, INC. OF CALIFORNIA）に変更
11年12月	東京証券取引所市場第二部上場
12年4月	グリエンパサージュ [ラ・ボエム、ゼスト、モンスーンカフェ、権八（和食）の複合店] を港区台場（アクアシティお台場メディアージュ施設内）に出店
14年12月	レガート（国際折衷料理）、権八を渋谷区に出店
16年12月	フードコロシウム（フードコート）を沖縄県那覇市（DFSギャラリア沖縄施設内）に出店
17年11月	ラ・ボエム クアリタ（イタリア料理）を渋谷区に出店
12月	ラ・ボエム クアリタと権八を福岡県福岡市中央区天神に出店
18年3月	フードコロシウムを東京都町田市（グランベリーモール施設内）に出店
7月	カフェ ラ・ボエム、モンスーンカフェを大阪府大阪市北区茶屋町に出店
19年3月	権八ビバリーヒルズ（和食）を米国カリフォルニア州に出店
7月	カフェ ラ・ボエムを神奈川県横浜市中区に出店
11月	ゼスト プレミアム バーガー（本格バーガー専門店）を文京区（東京ドームシティ ラクーア施設内）に出店
20年5月	モンスーンカフェを千葉県船橋市（ららぽーと TOKYO-BAY施設内）に出店
7月	フードコロシウムを栃木県那須塩原市（那須ガーデンアウトレット）に出店
21年8月	世田谷区桜新町の権八をカフェ ラ・ボエムに業態変更
12月	権ハトランスを米国カリフォルニア州に出店
24年5月	ゼストキャンティーナ 恵比寿（渋谷区）を閉店
6月	港区六本木のカフェ ラ・ボエムをLB6に業態変更
12月	権八 ビバリーヒルズ（米国カリフォルニア州）を閉店

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び米国子会社であるグローバルダイニング、インク・オブ カリフォルニアにより構成されており、レストラン経営を主とする飲食事業を営んでおります。

当社グループの事業内容及び当該事業における位置付けは、次のとおりであります。

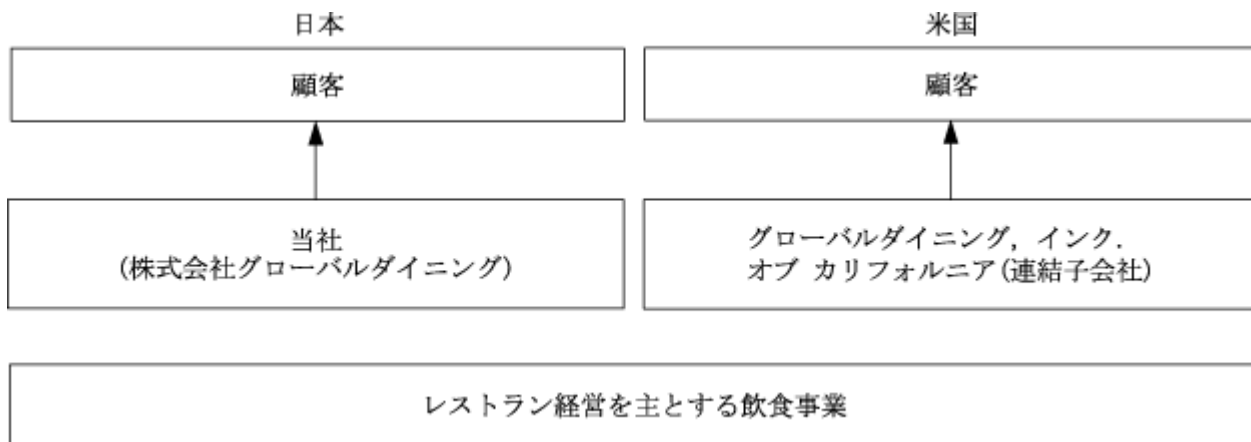
(当社)株式会社グローバルダイニング

都内を中心にイタリア料理、メキシコアメリカ料理、アジア料理、国際折衷料理、和食の飲食店など、計54店舗の経営を行っております。

(子会社)グローバルダイニング、インク・オブ カリフォルニア

米国内においてレストランチェーンを展開するためカリフォルニア州に設立され、現在ロスアンジェルス(ウエストハリウッド、サンタモニカ、トーランス)において3店舗の経営を行っております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



(注) 当社は、平成25年1月14日付でフードコロシアム グランベリーモールを、平成25年1月31日付でゼストプレミアムバーガー ラクーアを、平成25年3月10日付けでゼストキャンティーナ 世田谷を閉店いたしましたので、平成25年3月27日現在における店舗数は51となります。

なお、当社グループは、レストラン経営を主とする飲食事業という単一のセグメントに属するため、セグメントに係る記載は該当がありません。本報告書においては、セグメントに代えて営業形態など、適宜区分して記載しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有 割合(%)	
(連結子会社) グローバルダイニング, インク・オブ カリフォルニア	米 国 カリフォルニア州	3,888,430(US\$ 37,578,630)	飲食事業	100.0		役員の兼任 1名 資金の貸付

- (注) 1 グローバルダイニング、インク・オブ カリフォルニアは、特定子会社に該当しております。
2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループはセグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

平成24年12月31日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
飲食事業	218〔982〕
本社	57〔2〕
合計	275〔984〕

- (注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に平成24年12月における平均雇用人員(8時間×20日を1名として換算)を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成24年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
257〔907〕	31.8	3.3	5,143,581

- (注) 1 従業員は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に平成24年12月における平均雇用人員(8時間×20日を1名として換算)を外数で記載しております。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好な関係を維持すべく適切に対応しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興により回復をみせていたものの、世界景気の減速を背景に足踏みとなり先行き不透明な状態で推移しました。

外食業界におきましても、節約志向に変化はなく、個人消費はおおむね横ばいで推移し、物価の動向も緩やかなデフレ状況にあり依然として厳しい状況が続いております。

こうしたなか、当社グループは、厳しい経営環境下においても持続的な収益成長を可能とする事業基盤の確立を目指し、当社グループの成長を支える優秀な人材の育成、サービスの向上、費用の適正化に重点を置き、既存店の業績向上に取り組んでまいりました。また、経営資源の効率的運用及び収支改善を図るため、収益改善の見込めない国内4店舗を閉店いたしました。その他といたしましては、収益性が高く旗艦店でありました「ゼストキャンティーナ恵比寿」が賃貸借契約終了のため惜しまれつつ閉店となりました。上記のほか、新業態「LB6」の開発およびオープンを行い新たな顧客の開拓・獲得に取り組みました。この結果、当連結会計年度における売上高は、118億13百万円（前年同期比0.9%減）となり、当連結会計年度末の総店舗数は57店舗となりました。売上高をコンセプト（営業形態）別にみると「ラ・ボエム」は34億58百万円（同3.6%減）、「ゼスト」は7億58百万円（同33.6%減）、「モンスーンカフェ」は28億44百万円（同2.2%増）、「権八」は25億79百万円（同7.9%増）、「ディナーレストラン」は8億79百万円（同10.4%増）、「フードコロシウム」は6億72百万円（同5.5%増）、「その他」は6億19百万円（同6.2%増）となりました。既存店売上高につきましては、前連結会計年度比4.6%の増収となりました。

また、損益につきましては、営業損失53百万円（前連結会計年度は営業損失1億43百万円）、経常損失35百万円（前連結会計年度は経常損失1億68百万円）となりました。

当期純損失は、受取補償金18百万円を特別利益として計上した一方で、店舗閉鎖損失22百万円、減損損失15百万円を特別損失として計上したことなどにより、1億91百万円（前連結会計年度は当期純損失3億91百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物残高（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比較して85百万円増加し、5億13百万円（前年同期比19.9%増）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前当期純損失62百万円、減価償却費3億65百万円、仕入債務の減少63百万円などにより、営業活動の結果得られた資金は、2億27百万円となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有形固定資産の取得による支出40百万円、資産除去債務の履行による支出38百万円、差入保証金の回収による収入52百万円などにより、投資活動の結果使用した資金は、29百万円となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

社債の発行による収入6億69百万円、長期借入金の純減7億28百万円などにより、財務活動の結果使用した資金は、1億11百万円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績と受注状況

当社グループは、店舗に来店した顧客の注文に基づき飲食物を提供する飲食事業を営んでいるため、生産実績と受注状況は記載しておりません。

(2) 販売実績

営業形態別販売実績

営業形態	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)		前年同期比 (%)
	売上高(千円) (店舗数)	構成比(%)	売上高(千円) (店舗数)	構成比(%)	
ラ・ボエム (イタリア料理)	3,586,358 (23)	30.1	3,458,506 (21)	29.3	3.6
ゼスト (メキシコアメリカ料理)	1,143,572 (7)	9.6	758,958 (5)	6.4	33.6
モンスーンカフェ (アジア料理)	2,783,161 (13)	23.3	2,844,464 (12)	24.1	2.2
権八 (和食)	2,391,723 (9)	20.1	2,579,572 (8)	21.8	7.9
ディナーレストラン (国際折衷料理)	796,222 (5)	6.7	879,343 (5)	7.4	10.4
フードコロシム (フードコート)	637,548 (3)	5.3	672,670 (3)	5.7	5.5
その他	583,563 (3)	4.9	619,852 (3)	5.3	6.2
合計	11,922,150 (63)	100.0	11,813,367 (57)	100.0	0.9

- (注) 1 上記金額に消費税等は含まれておりません。
2 その他に含まれるパンケツ部門及びデザート製造部門は店舗数に数えておりません。
3 上記店舗数は、連結会計年度末現在の店舗数であります。

所在地別販売実績

所在地	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)		前年同期比 (%)
	売上高(千円) (店舗数)	構成比(%)	売上高(千円) (店舗数)	構成比(%)	
日本					
東京都	8,493,499 (47)	71.2	8,415,560 (43)	71.2	0.9
千葉県	876,544 (2)	7.4	861,971 (2)	7.3	1.7
神奈川県	840,893 (4)	7.1	751,642 (3)	6.3	10.6
大阪府	374,065 (2)	3.1	374,413 (2)	3.2	0.1
福岡県	276,933 (2)	2.3	296,991 (2)	2.5	7.2
栃木県	220,322 (1)	1.9	256,020 (1)	2.2	16.2
沖縄県	232,209 (1)	1.9	247,119 (1)	2.1	6.4
小計	11,314,466 (59)	94.9	11,203,719 (54)	94.8	1.0
米国	607,683 (4)	5.1	609,648 (3)	5.2	0.3
合計	11,922,150 (63)	100.0	11,813,367 (57)	100.0	0.9

- (注) 1 上記金額に消費税等は含まれておりません。
2 東京都に含まれるパンケット部門及びデザート製造部門は店舗数に数えておりません。
3 上記店舗数は、連結会計年度末現在の店舗数であります。

3 【対処すべき課題】

今後の当社グループを取り巻く事業環境は、従来からの市況の不透明感による個人消費の伸び悩みや業界内企業間競争の激化等に加え、消費税増税への不安等から消費動向が引き続き低迷すると考えられ、依然として厳しい状況が続くと思われまます。総選挙も終わり政権交代が行われ、金融緩和による円安や株価の高騰もございましたが、円安は輸入食材の高騰につながり、日本の財政赤字も解消されない現状では、この状況がすぐに好転するとは考えにくいものがございます。

こうしたなか、当社グローバルダイニングといたしましては、食材原価や人件費の見直し及びその他経費についてコスト削減を進め、さらには赤字店の閉店といった施策により、利益を生み出せる体質作りをしてまいりました。その一方で、店舗では高いレベルの品質・サービス・店舗環境にこだわり続け、競争力の強化に取り組んでおります。一見不合理とも思えるオペレーションのなかに、お客様の満足度を高めるための究極の合理性があると考え、他社と差別化を図り、あらゆる面で飽くなき進化を継続する所存であります。

なお、当社グループは反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、反社会的勢力及び団体からの要求については断固拒否いたします。当社は不当要求防止責任者を設置し、脅迫等を受けた場合は速やかに警察と連携をとり毅然とした対応を行うものであります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1 . 食材の変動要因について

BSE（狂牛病）や鳥インフルエンザなどの伝染病の蔓延や台風、異常気象などにより、食材価格の高騰や食材調達に支障をきたす場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

2 . 出店政策による影響について

新規出店に際しては、その立地の諸条件・集客性・コストなどを検討のうえ、厳しく選定しておりますが、出店計画の変更や延期あるいは中止を余儀なくされることもあります。また、必ずしも集客が見込みどおりにならない場合及び当社の経営判断により業績不振店舗等の業態変更、退店を実施することがあります。業態変更、退店にともなう固定資産の除却損、各種契約の解除による違約金、退店時の原状回復費用等が想定以上に発生する可能性があります。これらが生じた場合には、当社グループの経営成績、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

3 . 賃貸借契約について

当社グループは、直営にて店舗の物件を賃借しております。賃貸借期間は賃貸人との合意により更新可能ですが、賃貸人側の事情により賃貸借期間を更新できない可能性があります。また、賃貸人側の事情による賃貸借期間の期間前解約により、業績が順調な店舗であっても計画外の退店を行わざるを得ない可能性があります。これらが生じた場合には、当社グループの経営成績、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 減損損失について

当社グループは、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位と捉え、店舗ごとに減損会計を適用し、定期的に減損兆候の判定を行うことで、業態変更や退店の判断を健全に行い、経営効率の向上を目指しておりますが、外部環境の急激な変化等により著しく収益性が低下した場合や退店の意思決定をした場合、減損損失を計上する可能性があります。

5. 新業態の開発による影響について

当社グループの新業態の開発においては、事業の柱となる業態を育てるとともに、業態開発や店舗運営などのノウハウの蓄積に努めております。しかしながら、経済環境や市場の変化を十分に予測できず、顧客のニーズにあった商品やサービスなどをタイムリーに提供できない場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 代表取締役への依存について

当社グループの新業態開発や店舗開発、子会社の経営指導など経営全般にわたり、創業者であり代表取締役社長である長谷川耕造への依存度が高くなっております。このため、長谷川耕造が経営から退く事態が生じた場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

7. 法的規制について

当社グループの事業活動においては、食品衛生法、食品安全基本法、健康増進法、個人情報保護法などの規制の適用を受けております。このため、第三者の衛生検査機関による細菌検査を定期的を実施するなど衛生面に万全を期すとともに、店舗内の分煙対策やプライバシーポリシーを掲げ顧客情報を適切に取扱うなど規制を遵守しております。しかしながら、これらの規制を遵守できない場合や、万が一にも食中毒事故や重大な衛生問題が発生した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

8. 大規模災害による影響について

当社グループの店舗の多くは、東京都内に集中しております。したがって、この地区において大規模災害が発生した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

9. 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度末（平成24年12月31日）において、金融機関からの一部借入契約に規定された財務制限条項の一部である「借入人の中間決算又は年度決算における連結の損益計算書に示される経常損益を2期連続して損失とならないようにすること」という条項に抵触しておりますが、貸付人の金融機関より、期限の利益喪失の権利行使をしない旨、同意を得ております。

また業界の競争激化や旗艦店でありました「ゼストキャンティーナ恵比寿」の閉店などの影響を受け、当連結会計年度末において、営業損失53百万円、当期純損失1億91百万円を計上することとなり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループといたしましては、経営資源の効率的活用を行うため、今期すでに閉店した国内4店舗に加え、平成25年1月に「フードコロシウム グランベリーモール」および「ゼストプレミアムバーガーラクーア」の2店舗を閉店いたしました。今後は「LB6」をはじめとして新業態の展開を拡大していき、当社グループの収益性の改善を図り、安定した収益の獲得に取り組む所存でございます。

資金調達といたしましては、以前より進めておりました当社グループ所有のロスアンジェルス土地及び建物を平成25年1月に売却いたしました。これにより現在の手許資金は十分に確保され、当面の資金繰りについての懸念はないものと考えております。

従いまして、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりましては、必要と思われる見積りは、合理的な基準に基づいて実施しております。

詳細につきましては、「第5 〔経理の状況〕 1〔連結財務諸表等〕 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

資産の部

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べて2億70百万円増加して、83億60百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末と比較して53百万円増加し、12億44百万円となりました。主な変動要因は、現金及び預金が85百万円増加した一方で、受取手形及び売掛金が37百万円減少したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末と比較して2億16百万円増加し、71億16百万円となりました。主な変動要因は、有形固定資産が2億87百万円増加した一方で、差入保証金が52百万円減少したことによるものであります。

負債の部

当連結会計年度末の負債合計額は、前連結会計年度末に比べて3億37百万円増加して、45億46百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末と比較して3億3百万円減少し、19億42百万円となりました。主な変動要因は、1年内返済予定の長期借入金が2億2百万円、支払手形及び買掛金が59百万円それぞれ減少したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末と比較して6億40百万円増加し、26億3百万円となりました。主な変動要因は、資産除去債務3億81百万円の増加と、長期借入金が5億22百万円減少した一方で、社債が6億70百万円増加したことによるものであります。

純資産の部

純資産は、前連結会計年度末と比較して66百万円減少し、38億13百万円となりました。主な変動要因は、利益剰余金が1億91百万円減少した一方で、為替換算調整勘定が1億21百万円増加したことによるものであります。この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末と比較して2.4ポイント下降して45.5%となりました。

(3) 経営成績の分析

売上高

当連結会計年度における売上高は、118億13百万円（前連結会計年度比0.9%減）となりました。売上高をコンセプト（営業形態）別にみると「ラ・ボエム」は34億58百万円（同3.6%減）、「ゼスト」は7億58百万円（同33.6%減）、「モンスーンカフェ」は28億44百万円（同2.2%増）、「権八」は25億79百万円（同7.9%増）、「ディナーレストラン」は8億79百万円（同10.4%増）、「フードコロシウム」は6億72百万円（同5.5%増）、「その他」は6億19百万円（同6.2%増）となりました。

売上原価、販売費及び一般管理費

当連結会計年度の売上原価は売上高の減少に伴い、前連結会計年度から2億8百万円減少（前連結会計年度比1.9%減）して108億99百万円となりました。売上原価率は売価及びメニューの見直し等により、前連結会計年度と比べ0.9ポイント減少して92.3%となりました。

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度から9百万円増加（同1.0%増）して9億67百万円となりました。主な要因としては、組織構成の見直し、東日本大震災からの復興の影響等により、賞与手当が増加したことなどであり、

営業損益

当連結会計年度は営業損失53百万円（前連結会計年度は営業損失1億43百万円）となりました。営業損益をコンセプト（営業形態）別にみると「ラ・ボエム」は営業利益1億57百万円（前連結会計年度比26.8%増）となり増益、「ゼスト」は営業損失9百万円（前連結会計年度は営業利益38百万円）となり減益、「モンスーンカフェ」は営業利益2億89百万円（前連結会計年度比9.7%増）、「権八」は2億4百万円（同56.6%増）と増益となりました。また、「ディナーレストラン」は営業利益10百万円（前連結会計年度は営業損失15百万円）、「フードコロシウム」は営業利益19百万円（前連結会計年度比52.2%減）、「その他」は営業利益29百万円（同35.1%減）となりました。

経常損益

当連結会計年度は経常損失35百万円（前連結会計年度は経常損失1億68百万円）となりました。

当期純損益

当期純損失は、受取補償金18百万円を特別利益として計上した一方で、店舗閉鎖損失22百万円、減損損失15百万円を特別損失として計上したことなどにより、1億91百万円（前連結会計年度は当期純損失3億91百万円）となりました。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2〔事業の状況〕 4〔事業等のリスク〕」に記載のとおりであります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性の分析

キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2〔事業の状況〕 1〔業績等の概要〕（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。また、キャッシュ・フロー指標のトレンドは、下記のとおりであります。

	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
自己資本比率	47.8%	50.7%	49.6%	47.9%	45.5%
時価ベースの自己資本比率	11.9%	24.0%	19.0%	13.4%	15.7%
債務償還年数	4.5年	7.0年	7.4年	14.0年	10.4年
インタレスト・カバレッジ・レシオ	10.3倍	8.8倍	7.8倍	3.9倍	5.4倍

(注) 時価ベースの自己資本比率：株式時価総額/総資産

債務償還年数：有利子負債/営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー/利払い

1. 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。
2. 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式総数により算出しております。
3. 営業キャッシュ・フローは連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いにつきましては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

今後の成長に向けた課題は、「第2〔事業の状況〕 3〔対処すべき課題〕」に記載のとおりであります。

(7) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度末（平成24年12月31日）において、金融機関からの一部借入契約に規定された財務制限条項の一部である「借入人の中間決算又は年度決算における連結の損益計算書に示される経常損益を2期連続して損失とならないようにすること」という条項に抵触しておりますが、貸付人の金融機関より、期限の利益喪失の権利行使をしない旨、同意を得ております。

また業界の競争激化や旗艦店でありました「ゼストキャンティーナ恵比寿」の閉店などの影響を受け、当連結会計年度末において、営業損失53百万円、当期純損失1億91百万円を計上することとなり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループといたしましては、経営資源の効率的活用を行うため、今期すでに閉店した国内4店舗に加え、平成25年1月に「フードコロシウム グランベリーモール」および「ゼストプレミアムバーガーラクーア」の2店舗を閉店いたしました。今後は「LB6」をはじめとして新業態の展開を拡大していき、当社グループの収益性の改善を図り、安定した収益の獲得に取り組む所存でございます。

資金調達といたしましては、以前より進めておりました当社グループ所有のロスアンジェルス土地及び建物を平成25年1月に売却いたしました。これにより現在の手許資金は十分に確保され、当面の資金繰りについての懸念はないものと考えております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、当連結会計年度において、総額56百万円の設備投資（建設仮勘定を含む。）を行いました。その主なものは既存店の内装工事によるものであります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成24年12月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門の 名称 [営業形態]	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	客席数	
			建物及び 構築物 (面積㎡)	車輛 運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産			合計
カフェ ラ・ボエム西麻布 (東京都港区)	飲食事業 [ラ・ボエム]	店舗設備	(129.4)		0			0	2	39
カフェ ラ・ボエム代官山 (東京都渋谷区)	飲食事業 [ラ・ボエム]	店舗設備	1,425 (206.6)		806			2,231	2	80
カフェ ラ・ボエム南青山 (東京都港区)	飲食事業 [ラ・ボエム]	店舗設備	(90.6)		371			371	2	39
ゼスト キャンティーナ西麻布 (東京都港区)	飲食事業 [ゼスト]	店舗設備	(175.2)		318			318	2	49
ゼスト キャンティーナ世田谷 (東京都世田谷区)	飲食事業 [ゼスト]	店舗設備	(505.1)		988			988	3	138
カフェ ラ・ボエム世田谷 (東京都世田谷区)	飲食事業 [ラ・ボエム]	店舗設備	2,032 (336.8)		1,170			3,202	4	134
カフェ ラ・ボエム渋谷 (東京都渋谷区)	飲食事業 [ラ・ボエム]	店舗設備	556 (317.9)		312			868	3	84
タブローズ (東京都渋谷区)	飲食事業 [ディナー レストラン]	店舗設備	(435.4)		715			715	4	122
カフェ ラ・ボエム表参道 (東京都渋谷区)	飲食事業 [ラ・ボエム]	店舗設備	982 (160.7)		282			1,265	3	74
ゼスト キャンティーナ渋谷 (東京都渋谷区)	飲食事業 [ゼスト]	店舗設備	2,024 (317.8)		740			2,764	3	96
モンスーンカフェ代官山 (東京都渋谷区)	飲食事業 [モンスーン カフェ]	店舗設備	113,347 (1,001.8)		1,571	991,240 (426.9)		1,106,160	4	250
モンスーンカフェ渋谷 (東京都渋谷区)	飲食事業 [モンスーン カフェ]	店舗設備	2,604 (326.6)		670			3,274	3	86
タブローズ ラウンジ (東京都渋谷区)	飲食事業 [ディナー レストラン]	店舗設備	4,260 (224.1)		1,458			5,718	1	56
グローバル ダイニング 白金台	カフェ ラ・ボエム 白金 (東京都港区)	飲食事業 [ラ・ボエム]	280,283 (1,067.5)		2,601	921,100 (610.6)		863,741	7	206
	ステラート (東京都港区)	飲食事業 [ディナー レストラン]	186,014 (625.3)		1,439			527,697	3	110
カフェ ラ・ボエム銀座 (東京都中央区)	飲食事業 [ラ・ボエム]	店舗設備	5,434 (206.1)		870			6,305	3	74
カフェ ラ・ボエム北青山 (東京都港区)	飲食事業 [ラ・ボエム]	店舗設備	5,003 (277.0)		452			5,456	3	100

事業所名 (所在地)	事業部門の 名称 [営業形態]	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	客席数		
			建物及び 構築物 (面積㎡)	車輛 運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産			合計	
グリーン バサージュ (複合店)	カフェ ラ・ボエム お台場 (東京都港区)	飲食事業 [ラ・ボエム]	店舗設備	18,630 (710.6)		3,088			21,718	3	286
	ゼスト キャン ティーナ お台場 (東京都港区)	飲食事業 [ゼスト]	店舗設備	10,030 (372.8)		1,353			11,383	3	140
	モンスーンカフェ お台場 (東京都港区)	飲食事業 [モンスーン カフェ]	店舗設備	10,503 (303.3)		984			11,487	2	126
	権八お台場 (東京都港区)	飲食事業 [権八]	店舗設備	14,422 (350.6)		699		1,364	16,486	4	103
	共用施設 (東京都港区)	飲食事業 []	店舗設備	10,783 (249.9)		666			11,449		
モンスーンカフェ舞浜イクスピア リ (千葉県浦安市)	飲食事業 [モンスーン カフェ]	店舗設備	19,896 (1,008.0)		3,206			23,103	5	300	
モンスーンカフェたまプラーザ (神奈川県横浜市青葉区)	飲食事業 [モンスーン カフェ]	店舗設備	171,763 (907.1)		2,409			174,172	6	237	
カフェ ラ・ボエム恵比寿 (東京都渋谷区)	飲食事業 [ラ・ボエム]	店舗設備	(238.1)		489			489	1	84	
モンスーンカフェ恵比寿 (東京都渋谷区)	飲食事業 [モンスーン カフェ]	店舗設備	9,039 (316.2)		503			9,543	3	140	
権八西麻布 (東京都港区)	飲食事業 [権八]	店舗設備	104,218 (1,443.0)		4,142		2,641	111,002	8	289	
モンスーンカフェ麻布十番 (東京都港区)	飲食事業 [モンスーン カフェ]	店舗設備	18,637 (286.8)		276			18,914	4	130	
カフェ ラ・ボエム新宿御苑 (東京都新宿区)	飲食事業 [ラ・ボエム]	店舗設備	14,137 (333.0)		703			14,841	4	122	
権八渋谷 (東京都渋谷区)	飲食事業 [権八]	店舗設備	32,600 (777.7)		926		1,414	34,941	7	220	
レガート (東京都渋谷区)	飲食事業 [ディナー レストラン]	店舗設備	34,099 (770.7)		1,557			35,657	8	186	
G-Zone銀座 (複合店)	カフェ ラ・ボエム (東京都中央区)	飲食事業 [ラ・ボエム]	店舗設備	29,045 (798.8)		1,183			30,228	4	232
	ゼスト キャンティーナ (東京都中央区)	飲食事業 [ゼスト]	店舗設備	20,111 (652.4)		809			20,920	3	125
	モンスーンカフェ (東京都中央区)	飲食事業 [モンスーン カフェ]	店舗設備	20,620 (637.1)		1,228			21,848	5	147
	権八 (東京都中央区)	飲食事業 [権八]	店舗設備	40,261 (1,158.7)		1,509		1,718	43,488	10	306
カフェ ラ・ボエム麻布十番 (東京都港区)	飲食事業 [ラ・ボエム]	店舗設備	15,344 (329.0)		1,193			16,538	4	132	
デカダンス ドュ ショコラ 渋谷マークシティ (東京都渋谷区)	飲食事業 [その他]	店舗設備	2,015 (46.9)		1,174			3,189	0	4	
モンスーンカフェ自由が丘 (東京都目黒区)	飲食事業 [モンスーン カフェ]	店舗設備	9,660 (191.7)		987			10,648	3	60	
権八あざみ野 (神奈川県横浜市青葉区)	飲食事業 [権八]	店舗設備	32,662 (443.0)		1,162			33,825	7	132	

事業所名 (所在地)	事業部門の 名称 [営業形態]	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	客席数	
			建物及び 構築物 (面積㎡)	車輛 運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産			合計
カフェ ラ・ボエム自由が丘 (東京都目黒区)	飲食事業 [ラ・ボエム]	店舗設備	16,982 (287.9)		1,047			18,029	5	104
フードコロシアム沖縄 (沖縄県那覇市)	飲食事業 [フード コロシアム]	店舗設備	95,463 (2,458.8)		5,695			101,158	2	575
ラ・ボエム クアリタ渋谷 (東京都渋谷区)	飲食事業 [ラ・ボエム]	店舗設備	44,544 (877.0)		2,758			47,303	4	221
権八天神 (福岡県福岡市中央区)	飲食事業 [権八]	店舗設備	(711.6)		1,755			1,755	6	262
ラ・ボエム クアリタ天神 (福岡県福岡市中央区)	飲食事業 [ラ・ボエム]	店舗設備	(796.1)		3,609			3,609	4	278
フードコロシアム グランベリー モール (東京都町田市)	飲食事業 [フード コロシアム]	店舗設備	(1,079.6)		1,655			1,655	2	370
カフェ ラ・ボエム茶屋町 (大阪府大阪市北区)	飲食事業 [ラ・ボエム]	店舗設備	25,136 (380.3)		1,846			26,983	2	139
モンスーンカフェ茶屋町 (大阪府大阪市北区)	飲食事業 [モンスーン カフェ]	店舗設備	26,941 (339.4)		1,238			28,179	3	120
権八桜新町 (東京都世田谷区)	飲食事業 [権八]	店舗設備	(328.7)		128			128	1	109
カフェ ラ・ボエム元町中華街 (神奈川県横浜市中区)	飲食事業 [ラ・ボエム]	店舗設備	26,777 (524.8)		726			27,504	4	150
ゼスト プレミアムバーガー ラクーア (東京都文京区)	飲食事業 [その他]	店舗設備	(82.3)		0			0	2	22
モンスーンカフェ船橋ららぽーと (千葉県船橋市)	飲食事業 [モンスーン カフェ]	店舗設備	40,337 (563.4)		1,088			41,425	3	170
フードコロシアム那須 (栃木県那須塩原市)	飲食事業 [フード コロシアム]	店舗設備	25,737 (790.1)		2,010			27,748	1	374
茗荷谷ファクトリー (東京都文京区)	飲食事業 [その他]	製造設備 店舗設備	4,893 (234.3)		4,331			9,224	3	
カフェ ラ・ボエム桜新町 (東京都世田谷区)	飲食事業 [ラ・ボエム]	店舗設備	9,017 (152.6)		996		1,186	11,200	4	95
LB6 (東京都港区)	飲食事業 [ラ・ボエム]	店舗設備	19,361 (79.0)		1,443			20,804	4	50
本社 (東京都港区)	本社	事務所設備	4,037 (527.4)	60	9,106		8,359	21,564	61	
合計			1,581,682 (28,942.6)	60	84,466	1,912,340 (1,037.5)	16,685	3,595,237	257	8,277

- (注) 1 上記の金額に消費税等は含まれておりません。
2 従業員数に臨時従業員の人員は含まれておりません。
3 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業部門の名称 [営業形態]	設備の内容	土地 (面積㎡)	契約期間	年間地代家賃 (千円)
モンスーンカフェたまプラーザ (神奈川県横浜市青葉区)	飲食事業 [モンスーンカフェ]	店舗設備	2,504.9	平成32年8月まで (定期借地契約)	39,612

(2) 在外子会社

平成24年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業部門の 名称 [営業形態]	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	客席数
				建物及び 構築物 (面積㎡)	車輛 運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計		
グローバル ダイニング, インク・オブ カリフォルニア	カフェ ラ・ボエム ロスアンジェルス (米国カリフォルニア州)	飲食事業 [ディナー レストラン]	店舗設備	63,420 (464.7)		4,530	119,492 (1,196.8)	187,442	2	170
	モンスーンカフェ サンタモニカ (米国カリフォルニア州)	飲食事業 [モンスーン カフェ]	店舗設備	274,466 (980.6)		4,790	450,216 (698.8)	729,473	4	330
	権八 ビバリーヒルズ (米国カリフォルニア州)	飲食事業 [権八]	店舗設備	(1,058.4)			424,202 (2,880.0)	424,202		
	権八 都ホテルトランス (米国カリフォルニア州)	飲食事業 [権八]	店舗設備	14,955 (745.0)		28,838		43,794	6	292
	事務所 (米国カリフォルニア州)	事務所	事務所設備	(85.2)		156		156	6	
合計				352,842 (3,333.9)		38,315	993,910 (4,775.6)	1,385,068	18	792

- (注) 1 上記の金額に消費税等は含まれておりません。
2 従業員数に臨時従業員の人員は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の売却

会社名	事業所名 (所在地)	事業部門の 名称 [営業形態]	設備の内容	帳簿価額(千円) (面積㎡)	売却の予定時期
グローバル ダイニング, インク・オブ カリフォルニア	権八 ビバリーヒルズ (米国カリフォルニア州)	飲食事業 [権八]	店舗設備	424,202 (2,880.0)	平成25年1月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,896,000
計	16,896,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年3月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,052,600	10,052,600	東京証券取引所 市場第二部	(注)1
計	10,052,600	10,052,600		

(注) 1 単元株式数は100株であります。

2 提出日現在の発行数には、平成25年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権(ストック・オプション)の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権（ストック・オプション）は、次のとおりであります。

イ 第30回定時株主総会の決議(平成15年3月29日)、平成15年8月7日取締役会の決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(注)1	100個	100個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	10,000株	10,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり602円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年1月1日 至 平成25年3月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 602円 資本組入額 301円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権の目的となる株式の数は、権利行使の株数と退職により失権した株数及び無償譲渡による取得のうえ消却した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

口 第31回定時株主総会の決議(平成16年3月28日)、平成16年6月28日取締役会の決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(注) 1	150個	150個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 2	15,000株	15,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 3	1株当たり742円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年1月1日 至 平成26年3月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 742円 資本組入額 371円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役、執行役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権の目的となる株式の数は、権利行使の株数と退職により失権した株数及び無償譲渡による取得のうち消却した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

八 第32回定時株主総会の決議(平成17年3月20日)、平成17年8月11日取締役会の決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(注) 1	150個	150個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 2	15,000株	15,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 3	1株当たり750円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年1月1日 至 平成27年3月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 750円 資本組入額 375円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職により失権した株数及び無償譲渡による取得のうえ消却した株数を減じた数であります。
3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

二 第33回定時株主総会の決議(平成18年3月19日)、平成18年4月27日取締役会の決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(注)1	150個	150個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	15,000株	15,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	1株当たり1,165円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年1月1日 至 平成28年3月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,165円 資本組入額 583円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権（ストック・オプション）は、次のとおりであります。

イ 第34回定時株主総会の決議（平成19年3月18日）、平成19年11月16日取締役会の決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(注)1	60個	60個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	6,000株	6,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり421円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年11月17日 至 平成29年3月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 421円 資本組入額 211円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の株数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職により失権した株数及び無償譲渡による取得のうえ消却した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生時のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5 の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- 5 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

□ 第34回定時株主総会の決議(平成19年3月18日)、平成20年1月24日取締役会の決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(注)1	4個	4個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	400株	400株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり319円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年1月25日 至 平成29年3月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 319円 資本組入額 160円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の株数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職により失権した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生時のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- 5 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

八 第35回定時株主総会の決議(平成20年3月30日)、平成20年10月23日取締役会の決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(注)1	395個	365個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	39,500株	36,500株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり198円	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年11月1日 至平成30年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 198円 資本組入額 99円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の株数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職により失権した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- 5 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

二 第36回定時株主総会の決議(平成21年3月28日)、平成21年6月17日取締役会の決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(注)1	20個	20個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	2,000株	2,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり400円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成31年6月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 400円 資本組入額 200円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の株数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職により失権した株数及び無償譲渡による取得のうえ消却した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- 5 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 第38回定時株主総会の決議(平成23年3月26日)、平成23年9月15日取締役会の決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(注)1	5,914個	5,816個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	591,400株	581,600株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり112円	同左
新株予約権の行使期間(注)4	自平成25年10月1日 至平成32年9月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 112円 資本組入額 56円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)6	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の株数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職により失権した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 4 (1) 平成25年10月1日から平成27年9月30日までの期間においては、割当個数の4分の1まで
- (2) 平成27年10月1日から平成29年9月30日までの期間においては、割当個数の2分の1まで
- (3) 平成29年10月1日から平成31年9月30日までの期間においては、割当個数の4分の3まで
- (4) 平成31年10月1日から平成32年9月14日までの期間においては、割当個数の全部
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)6の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- 6 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

へ 第38回定時株主総会の決議(平成23年3月26日)、平成24年1月10日取締役会の決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(注)1	100個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	10,000株	
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり110円	同左
新株予約権の行使期間(注)4	自平成26年2月1日 至平成33年3月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 110円 資本組入額 55円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の株数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 3 (1) 平成26年2月1日から平成28年1月31日までの期間においては、割当個数の4分の1まで
- (2) 平成28年2月1日から平成30年1月31日までの期間においては、割当個数の2分の1まで
- (3) 平成30年2月1日から平成32年1月31日までの期間においては、割当個数の4分の3まで
- (4) 平成32年2月1日から平成33年3月25日までの期間においては、割当個数の全部
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- 5 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日(注1)	2,941,200	10,052,600	250,002	1,472,118	250,002	2,127,118

(注) 1 当社取締役兼代表執行役長谷川耕造に対して1株あたり170円にて第三者割当増資を行い、資本金及び資本準備金がそれぞれ250,002千円ずつ増加しております。なお、1株あたりの資本組入額は85円であります。

(6) 【所有者別状況】

平成24年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)		1	16	22	12	11	3,157	3,219	
所有株式数 (単元)		2	822	9,069	6,530	151	83,749	100,323	20,300
所有株式数 の割合(%)		0.00	0.82	9.04	6.51	0.15	83.48	100.00	

(注) 1 自己株式8,050株は、「個人その他」に80単元、「単元未満株式の状況」に50株含まれております。
2 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が6単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
長谷川 耕造	東京都渋谷区	6,293	62.61
有限会社スペースラブ	東京都港区南青山7丁目1-5	792	7.88
ハセガワインターナショナル トレードカンパニー(常任代理人 株式会社グローバルダイニング)	10687 SOMMA WAY.LA.CA 90077 USA (東京都南青山7丁目1-5)	626	6.23
株式会社古舘篤臣総合事務所	千葉県柏市柏1丁目2-35-8階	50	0.50
グローバルダイニング従業員持 株会	東京都港区南青山7丁目1-5	38	0.38
井上 耕一	東京都世田谷区	37	0.38
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4	36	0.37
阿部 夏朗	東京都千代田区	36	0.36
マーケットバンクアセットマ ネージメント合同会社	東京都台東区元浅草2丁目7-5 モダンビル2F	25	0.25
足立 幸男	富山県富山市	24	0.24
計		7,960	79.19

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,024,300	100,243	同上
単元未満株式	普通株式 20,300		
発行済株式総数	10,052,600		
総株主の議決権		100,243	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権6個)含まれておりません。

2 「単元未満株式」には当社所有の自己株式50株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 グローバルダイニング	東京都港区南青山 7丁目1-5	8,000		8,000	0.08
計		8,000		8,000	0.08

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権（ストック・オプション）を付与する方法によるもの

イ 平成15年3月29日開催の定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成15年3月29日
取締役会決議年月日	平成15年8月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員103名(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社取締役 30,000株 当社従業員119,700株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	602円(注) 2 (注) 3
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 権利付与日以降、株式の分割又は併合が行われる場合、譲渡株式数は分割又は併合の比率に応じて比例的に調整されます。また、株式譲渡請求権の付与後、一部の付与対象者の権利行使、退職による失効及び対象者からの無償譲渡により取得のうえ消却したことにより、株式譲渡請求権が減少しましたので、平成25年2月28日現在の付与対象者は取締役2名、付与株式数は10,000株となっております。なお、付与対象者の区分は付与当時の区分を記載しております。

2 新株予約権の発行日(平成15年8月8日)の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げ)が、新株予約権の発行日の終値を下回りましたので、発行日の終値といたしました。

3 発行日後、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法に基づく新株引受権証券及び商法第280条ノ19に規定する新株引受権の行使又は「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

更に、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等の勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

□ 平成16年 3月28日開催の定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成16年 3月28日
取締役会決議年月日	平成16年 6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員110名(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社取締役 35,000株 当社従業員151,100株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	742円(注) 2 (注) 3
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	

- (注) 1 権利付与日以降、株式の分割又は併合が行われる場合、譲渡株式数は分割又は併合の比率に応じて比例的に調整されます。また、株式譲渡請求権の付与後、一部の付与対象者の権利行使、退職による失効及び対象者からの無償譲渡により取得のうえ消却したことにより、株式譲渡請求権が減少しましたので、平成25年 2月28日現在の付与対象者は取締役 3名、付与株式数は15,000株となっております。なお、付与対象者の区分は付与当時の区分を記載しております。
- 2 新株予約権の発行日(平成16年 6月29日)の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値が、新株予約権の発行日の終値を上回りましたので、平均値といたしました。
- 3 発行日後、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法に基づく新株引受権証券及び商法第280条ノ19に規定する新株引受権の行使又は「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

更に、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等の勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

八 平成17年 3月20日開催の定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成17年 3月20日
取締役会決議年月日	平成17年 8月11日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員126名(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社取締役 15,000株 当社従業員 79,500株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	750円(注) 2 (注) 3
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 権利付与日以降、株式の分割又は併合が行われる場合、譲渡株式数は分割又は併合の比率に応じて比例的に調整されます。また、株式譲渡請求権の付与後、一部の付与対象者の退職による失効及び対象者からの無償譲渡により取得のうえ消却したことにより、株式譲渡請求権が失効しましたので、平成25年 2月28日現在の付与対象者は取締役 3名、付与株式数は15,000株となっております。なお、付与対象者の区分は付与当時の区分を記載しております。
- 2 新株予約権の発行日(平成17年 8月25日)の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値が、新株予約権の発行日の終値を上回りましたので、平均値といたしました。
- 3 発行日後、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法に基づく新株引受権証券及び商法第280条ノ19に規定する新株引受権の行使又は「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第 5 条第 2 項の規定に基づく自己株式の譲渡の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

更に、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等の勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

二 平成18年3月19日開催の定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成18年3月19日
取締役会決議年月日	平成18年4月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社取締役 15,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1,165円(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 権利付与日以降、株式の分割又は併合が行われる場合、譲渡株式数は分割又は併合の比率に応じて比例的に調整されます。平成25年2月28日現在の付与対象者は取締役3名、付与株式数は15,000株となっております。なお、付与対象者の区分は付与当時の区分を記載しております。
- 2 新株予約権の発行日(平成18年4月28日)の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値が、新株予約権の発行日の終値を下回りましたので、発行日の終値といたしました。
- 3 発行日後、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法に基づく新株引受権証券及び商法第280条ノ19に規定する新株引受権の行使又は「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

更に、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等の勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権（ストック・オプション）を付与する方法によるもの

イ 平成19年3月18日開催の定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成19年3月18日	
取締役会決議年月日	平成19年11月16日	平成20年1月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び執行役8名 当社従業員131名(注)1	当社子会社従業員4名(注)3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
株式の数	当社取締役及び執行役27,500株 当社従業員71,400株(注)1	当社子会社従業員1,600株(注)3
新株予約権の行使時の払込金額	421円(注)2 (注)5	319円(注)4 (注)5
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	
新株予約権の行使の条件	同上	
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 権利付与日以降、株式の分割又は併合が行われる場合、譲渡株式数は分割又は併合の比率に応じて比例的に調整されます。また、株式譲渡請求権の付与後、一部の付与対象者の退職による失効及び対象者からの無償譲渡により取得のうえ消却したことにより、株式譲渡請求権が失効しましたので、平成25年2月28日現在の付与対象者は取締役3名、付与株式数は6,000株となっております。なお、付与対象者の区分は付与当時の区分を記載しております。
- 2 新株予約権の発行日(平成19年11月29日)の属する月の前月の各日の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)が、新株予約権の発行日前日の終値を上回りましたので、平均値といたしました。
- 3 権利付与日以降、株式の分割又は併合が行われる場合、譲渡株式数は分割又は併合の比率に応じて比例的に調整されます。また、株式譲渡請求権の付与後、一部の付与対象者の退職等による失効により株式譲渡請求権が失効しましたので、平成25年2月28日現在の付与対象者は当社子会社従業員1名、付与株式数は400株となっております。
- 4 新株予約権の発行日(平成20年2月6日)の属する月の前月の各日の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)が、新株予約権の発行日前日の終値を上回りましたので、平均値といたしました。
- 5 発行日後、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法に基づく新株引受権証券及び商法第280条ノ19に規定する新株引受権の行使又は「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

更に、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等の勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

□ 平成20年3月30日開催の定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成20年3月30日
取締役会決議年月日	平成20年10月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び執行役6名 当社従業員140名(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社取締役及び執行役31,000株 当社従業員194,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	198円(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	

- (注) 1 権利付与日以降、株式の分割又は併合が行われる場合、譲渡株式数は分割又は併合の比率に応じて比例的に調整されます。また、株式譲渡請求権の付与後、一部の付与対象者の退職により、株式譲渡請求権が失効しましたので、平成25年2月28日現在の付与対象者は取締役及び執行役3名、従業員21名、付与株式数はそれぞれ6,000株、30,500株となっております。なお、付与対象者の区分は付与当時の区分を記載しております。
- 2 新株予約権の発行日(平成20年11月14日)の属する月の前月の各日の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)が、新株予約権の発行日前日の終値を上回りましたので、平均値といたしました。
- 3 発行日後、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法に基づく新株引受権証券及び商法第280条ノ19に規定する新株引受権の行使又は「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

更に、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等の勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

八 平成21年3月28日開催の定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成21年3月28日
取締役会決議年月日	平成21年6月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び執行役10名 当社従業員25名(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社取締役及び執行役616,000株 当社従業員84,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	400円(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 権利付与日以降、株式の分割又は併合が行われる場合、譲渡株式数は分割又は併合の比率に応じて比例的に調整されます。また、株式譲渡請求権の付与後、一部の付与対象者の退職による失効及び対象者からの無償譲渡により取得のうえ消却したことにより、株式譲渡請求権が失効しましたので、平成25年2月28日現在の付与対象者は取締役1名、付与株式数は2,000株となっております。なお、付与対象者の区分は付与当時の区分を記載しております。
- 2 新株予約権の発行日前日の終値が、新株予約権の発行日(平成21年7月1日)の属する月の前月の各日の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)を上回りましたので、発行日前日の終値といたしました。
- 3 発行日後、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法に基づく新株引受権証券及び商法第280条ノ19に規定する新株引受権の行使又は「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

更に、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等の勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

二 平成23年3月26日開催の定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成23年3月26日
取締役会決議年月日	平成23年9月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社従業員114名(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社取締役125,000株 当社従業員539,400株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	112円(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	

- (注) 1 権利付与日以降、株式の分割又は併合が行われる場合、譲渡株式数は分割又は併合の比率に応じて比例的に調整されます。また、株式譲渡請求権の付与後、一部の付与対象者の退職による失効により、株式譲渡請求権が失効しましたので、平成25年2月28日現在の付与対象者は取締役2名、従業員81名、付与株式数はそれぞれ125,000株、456,600株となっております。なお、付与対象者の区分は付与当時の区分を記載しております。
- 2 新株予約権の発行日(平成23年10月1日)の属する月の前月の各日の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)が新株予約権の発行日前日の終値を上回りましたので、平均値といたしました。
- 3 発行日後、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法に基づく新株引受権証券及び商法第280条ノ19に規定する新株引受権の行使又は「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

更に、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等の勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

二 平成23年3月26日開催の定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成23年3月26日
取締役会決議年月日	平成24年1月10日
付与対象者の区分及び人数	当社会社従業員1名(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	当社会社従業員 10,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	110円(注)2 (注)3
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 権利付与日以降、株式の分割又は併合が行われる場合、譲渡株式数は分割又は併合の比率に応じて比例的に調整されます。また、株式譲渡請求権の付与後、付与対象者の退職による失効により、株式譲渡請求権が失効しましたので、平成25年2月28日現在の付与対象者、付与株式数はありません。なお、付与対象者の区分は付与当時の区分を記載しております。
- 2 新株予約権の発行日(平成24年2月1日)の属する月の前月の各日の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)が新株予約権の発行日前日の終値を上回りましたので、平均値といたしました。
- 3 発行日後、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使並びに「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法に基づく新株引受権証券及び商法第280条ノ19に規定する新株引受権の行使又は「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

更に、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等の勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得であります。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	60	7
当期間における取得自己株式(注)		

(注) 当期間における取得自己株式には、平成25年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取により増加する株式は、含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	8,050		8,050	

(注) 当期間における取得自己株式には、平成25年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取により増加する株式は、含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要と認識し、利益の配分につきましては、内部留保を充実することにより財務体質の健全性を図りつつ、安定配当を行うことを基本方針としております。また、当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、取締役会であります。

内部留保資金につきましては、新規出店の設備投資及びシステム整備など、企業価値向上に資するさまざまな投資に活用することで、将来の事業展開を通じて株主に還元していくこととしております。

当期期末配当金につきましては、依然として厳しい事業環境等が予想されることにより、財務体質の健全性を最重要課題と位置づけ、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を、取締役会決議により行う旨定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
最高(円)	412	400	253	165	272
最低(円)	160	141	120	98	107

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	177	136	138	154	135	145
最低(円)	131	116	117	116	120	125

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (年)	所有株式数 (千株)
取締役	代表取締役社長	長谷川 耕造	昭和25年3月9日生	昭和48年10月 有限会社長谷川実業設立 代表取締役 昭和60年2月 長谷川実業株式会社(現株式会社グローバルダイニング)代表取締役 平成16年3月 当社取締役、代表執行役社長 平成22年3月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	6,293
取締役	経営管理本部長	山下 優子	昭和36年4月5日生	昭和57年4月 フンドーダイ株式会社入社 平成8年4月 有限会社リバティ(現株式会社Licコーポレーション)入社 平成16年4月 同社取締役部長 平成19年9月 当社入社 平成19年9月 当社ウェディングサロンリーダー 平成21年4月 当社ウェディングジュニアコンセプトリーダー 平成21年11月 当社ウェディングジュニアコンセプトリーダー兼営業サポートグループリーダー 平成22年4月 当社ウェディングセンターリーダー兼営業サポートグループリーダー 平成23年3月 当社取締役ウェディングセンターリーダー兼営業サポートグループリーダー 平成23年8月 当社取締役経営管理本部長(現任)	(注)3	10
取締役	総料理長	小林 庸麿	昭和48年4月17日生	平成4年4月 株式会社ホテルクレスト入社 平成9年6月 J.Kレストランサービス入社 平成10年7月 当社入社 平成12年3月 当社代官山モンズーンカフェチーフ 平成14年4月 当社モンズーンカフェコンセプトシェフ 平成21年4月 当社執行役モンズーンカフェコンセプトシェフ 平成21年12月 当社執行役モンズーンカフェセンターリーダー 平成22年3月 当社モンズーンカフェセンターリーダー 平成22年10月 当社モンズーンカフェコンセプトシェフ 平成23年8月 当社執行役員総料理長兼モンズーンカフェコンセプトシェフ 平成24年3月 当社取締役総料理長(現任)	(注)3	21
取締役		西 マイケル	昭和44年11月24日生	平成5年8月 デロイト&トウシェー・エルエルピー ロスアンゼルス事務所入所 平成9年8月 アジアネット株式会社代表取締役 平成13年10月 ムーア・ストラテジック・バリュー・パートナーズ・ジャパン入社 平成14年12月 当社入社 最高財務責任者 平成17年7月 一平レストランツ・エルエルシー 最高財務責任者 平成20年7月 イノベティブダイニンググループ・エルエルシー 最高財務責任者 平成24年7月 スレータズ50/50・インク 最高財務責任者(現任) 平成25年3月 当社取締役(現任)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (年)	所有株式数 (千株)
取締役		デービット・リーブレック	昭和44年2月5日生	平成2年4月 株式会社東京銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）インターン入行ロンドン支店勤務 平成5年5月 ジョージタウン大学院卒業MBA取得 平成5年7月 プロクター・アンド・ギャンブルファー・イースト・インク入社 平成9年11月 ブーズアレン・アンドハミルトン株式会社入社 平成12年3月 イークロッシング株式会社設立 代表取締役（平成20年売却） 平成16年4月 有限会社サイバースマート（現株式会社eヘルスケア）設立 代表取締役（現任） 平成19年8月 アイ・モバイル株式会社設立 代表取締役（現任） 平成20年5月 株式会社エッセンシャル設立 代表取締役（現任） 平成21年3月 当社取締役（現任）	(注)3	11
監査役	常勤	若畑 博	昭和13年5月13日生	昭和37年4月 日興証券株式会社入社 昭和62年6月 株式会社モスフードサービス取締役 平成3年8月 日興証券株式会社復職 平成11年2月 当社入社 上場準備室室長 平成12年3月 当社常勤監査役 平成17年4月 当社委員会事務局長 平成22年3月 当社常勤監査役（現任）	(注)4	
監査役		中森 真紀子	昭和38年8月18日生	昭和62年4月 日本電信電話株式会社入社 平成3年10月 朝日監査法人入所 平成8年4月 公認会計士登録 平成9年7月 中森公認会計士事務所 所長（現任） 平成12年8月 日本オラクル株式会社監査役 平成13年1月 カーティス・インスツルメンツ・パシフィック株式会社監査役（現任） 平成18年12月 株式会社アイスタイル監査役（現任） 平成20年8月 日本オラクル株式会社取締役 平成22年3月 当社監査役（現任） 平成23年9月 株式会社ジェイド（現株式会社ロコンド）監査役（現任） 平成23年12月 M&Aキャピタルパートナーズ株式会社監査役（現任） 平成24年9月 税理士法人フィデス会計社代表社員（現任）	(注)4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期 (年)	所有株式数 (千株)
監査役		村上 康聡	昭和35年2月29日生	昭和60年4月 検事任命 東京地方検察庁 昭和61年3月 那覇地方検察庁 平成元年3月 東京地方検察庁 平成3年3月 長崎地方検察庁佐世保支部 平成4年10月 アメリカ合衆国証券取引委員会、司法省にて研修 平成6年3月 外務省総合外交政策局付 平成9年4月 東京地方検察庁 平成11年4月 千葉地方検察庁 平成13年3月 内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付) 平成17年4月 東京地方検察庁総務部副部長 平成17年10月 東京地方検察庁刑事部副部長 平成18年4月 福岡地方検察庁刑事部長 平成18年12月 東京高等検察庁 平成19年3月 松田総合法律事務所 入所 平成22年3月 当社監査役(現任)	(注) 4	
計						6,335

- (注) 1 取締役デービット・リープレック氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2 監査役中森真紀子及び村上康聡の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3 取締役の任期は、平成24年第40期に係る定時株主総会終結の時から平成25年第41期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 4 監査役の任期は、平成21年第37期に係る定時株主総会終結の時から平成25年第41期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 5 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期 (年)	所有株式数 (千株)
松田 純一	昭和35年5月4日生	平成5年4月 東京弁護士会登録 馬場法律事務所入所 平成14年8月 松田純一法律事務所(現松田総合法律事務所)開業同所長(現任) 平成19年4月 ネクストキャピタルパートナーズ株式会社監査役(現任) 平成20年5月 特定非営利活動法人(NPO)遺言・相続リーガルネットワーク代表理事(現任) 平成21年6月 LCR不動産投資顧問株式会社監査役(現任) 平成22年6月 郡山ビューホテル株式会社監査役(現任) 平成23年6月 社団法人日本住宅協会常任理事(現任) 平成23年10月 社団法人世界貿易センター(東京)理事(現任) 平成24年2月 特定非営利活動法人(NPO)再エネ事業を支援する法律実務の会副理事長(現任)	(注)	-

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

(ロ) 監査役

取締役会への出席、必要に応じて経営会議、その他の重要会議等への出席、重要な決裁書類の閲覧、取締役及び使用人からの定期的または随時の事業報告聴取、内部監査部門からの聴取、各店舗往査により業務及び財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行を監査しております。

(ハ) 監査役会

監査役全員をもって構成し、監査役会が定めた監査方針及び監査実施計画等に従い、監査を行っております。

(ニ) 経営会議

原則として毎月2回以上開催し、社内取締役が出席し、取締役会より委任された事項の意思決定のほか、地域単位のセンター事業報告及び営業方針の計画・審議・管理・決定等を行っております。

また、当経営会議の中で、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上重要な問題を審議しております。

< 内部統制システムの整備状況 >

業務の適正を確保する体制

当社グループは、株主価値を高めることを目的に、経営のスピードを高めて常に時代に先駆けること、また法令を遵守した透明度の高い経営に努めております。この経営を客観的に監視するため、コーポレート・ガバナンスの仕組みを強化してまいりました。

イ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コーポレート・ガバナンス体制として「監査役会設置会社」を採用しております。社外取締役を含む取締役会において、経営方針等の意思決定と業務執行の監督を行い、その半数以上が社外監査役で構成される監査役会が取締役の職務執行に対する監査を行う体制としております。この機関構造を基本とした上で、経営上の意思決定の透明性を確保することを目的として、民主主義のシステムを取り入れ全店舗参加の店長会議が業務執行における意思決定機関として機能しております。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で、定められた期間、保存・管理するよう努めております。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的なリスクについては、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置するとともに、「全社リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築し、内部監査室等の指摘等を勘案し、適宜改善をしております。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとしております。

ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は年10回定例で開催され、経営会議を原則月2回定期的で開催するほか、適宜臨時に開催するものとしております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めております。

年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定しております。また、取締役、常勤監査役及び各部門長により構成された経営会議において、定期的に各部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとしております。

ホ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「企業理念」及び「コンプライアンス規程」を定めております。また、その徹底を図るために、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、各部門と連携し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施するよう努めております。さらに、コンプライアンス上、疑義ある行為について取締役及び使用人が社内の通報窓口、または社外の弁護士・専門家を通じて会社に通報できる内部通報制度を運営するものとしております。

ヘ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの企業理念をグループ全体で遵守し、適宜に教育啓蒙活動をしております。子会社は重要事項決定にあたり、その決定の客観的公正性を担保する目的から、当社取締役会に付議のうえ、決定するものとしております。

当社の内部監査室等は、当社グループ会社を横断的に、内部統制システムの整備を推進し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保し、その結果は定期的に取り締り役会、監査役会及び経営会議に報告されるものとしております。

内部監査室及び監査役は、会計監査人と連携し、当社グループ全体の経営の監視、監査を実効的かつ適切に行うものとしております。

ト 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときはこれに応じるものとしております。

チ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事及びその変更については、監査役の同意を要するものとします。

リ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が当社または当社グループの業務または業績に与える重要な事項については、遅滞なく監査役に報告するものとしております。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとしております。

監査役は、会計監査人及び内部監査室と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとしております。

又 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 各監査役は監査役会が定めた年間計画に従って取締役の職務執行の監査を行うものとしております。
- (ロ) 常勤監査役は、経営会議その他重要会議に出席するものとしております。
- (ハ) 監査役ないし監査役会、内部監査部門及び会計監査人の間で、定期的な会合を行うなどの密接な連携をとるものとしております。
- (ニ) 監査役は、会合、業務執行状況についてのヒアリング等により、取締役、主要部門長との意思疎通を図るものとしております。
- (ホ) 取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役との意思疎通、情報収集・交換が適切に行えるよう協力しております。
- (ヘ) 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図れるよう環境を整備しております。

ル 反社会的勢力を排除するための体制

反社会的勢力を排除していくことは企業としての責務であり、業務の適正性を確保するために必要であることをすべての取締役及び使用人が深く認識し、不当要求防止責任者を設置し、所管警察・弁護士と緊密な連携をとり、反社会的勢力の要求に対しては断固たる姿勢をもって取り組む体制をとっております。

ヲ リスク管理体制の整備状況体制

リスク管理については、原則として社内各担当部門が分担・連携して対処にあたり、必要に応じて諸施策を実施しております。当社に大きな影響を与えるリスクに対しては、経営会議の中に設置したリスク管理委員会にて適切な対応を図るべく、組織体制整備の充実に取り組んでおります。

内部監査及び監査役監査

当社の内部監査体制といたしましては、当社グループの内部監査機能の強化を図るため、社長直轄組織として、他の管理部門、業務部門から独立した形で設置しております。内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社及び当社グループ各社の安定的発展のため、業務活動全般における合理性や効率性及び法令、定款、社内規定の遵守状況並びに内部統制システム及びリスク管理体制の有効性に重点を置いた経営管理監査を実施しております。営業及び製造の各拠点の業務活動の規律遵守及び適法性について内部監査を実施すると共に、必要に応じて、当社会計監査人である清明監査法人と情報交換を行い、助言をいただく体制をとっております。

内部監査室は、年度監査方針・計画の策定にあたっては、監査役会に事前に報告を行うとともに、監査の結果を定期的に代表取締役社長及び監査役に対して報告しています。さらに監査役会は必要に応じて内部監査室に追加監査の実施を求めることができるものとしております。

なお、常勤監査役が内部監査室スタッフに不定期に当社及びグループ会社の監査状況を聴取し、監査情報の共有化を行ないます。

また、監査役会は、常勤監査役を中心に、会計監査人から監査体制及び監査計画の説明を受け、監査の実施状況、監査結果につき説明・報告を受けるとともに意見交換を実施し、顧問弁護士、内部監査室との連携の下、業務執行の適法性、妥当性を監査しております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役1名及び社外監査役2名については、当社との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役 デービット・リープレック氏は、国際性に富み、会社経営に対する高い見識を有して、その見識から経営全般に關し的確な助言をいただくことで当社の経営体制がさらに強化できるものと判断しております。

社外監査役 中森真紀子氏は、公認会計士の資格を有し、企業会計及び財務の専門家としての見識及び上場企業での豊富な経験を活かした社外的観点からの助言をいただいております。

社外監査役 村上康聡氏は、弁護士の資格を有し、法律の専門家としての見識及び検察庁や内閣府等の行政官庁で勤務された豊富な経験を活かした社外的観点からの助言をいただいております。

なお、社外監査役2名を含む監査役会については、上記「 内部監査及び監査役監査」に記載のとおりであります。

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度としております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任につきまして、各役員の実務経験、専門性及び独立性などを総合的に勘案し、決定しております。なお、社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に関する判断基準を参考にしております。

役員報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	50	50	0			3
監査役 (社外監査役を除く。)	3	3				1
社外役員	4	4	0			3

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

八 役員報酬等の額の決定に関する方針

株主総会の決議に基づく報酬限度額の範囲内で職務、実績及び当社の経営環境を考慮して適切な水準で総合的に判断し決定しております。取締役の報酬限度額につきましては、平成23年3月26日開催の第38回定時株主総会において年額1億円以内(うち社外取締役360万円以内)、監査役の報酬限度額につきましては、平成22年3月27日開催の第37回定時株主総会において年額660万円以内とすることを決議しております。また、取締役の個別報酬額については、全取締役の3分の2以上の議決をもって決定することとしております。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数	1 銘柄
貸借対照表計上額の合計額	8 百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的 (前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	19,220	6	取引関係の維持のため

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	19,220	8	取引関係の維持のため

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

会計監査人は清明監査法人を選任し、定期的な監査のほか、随時相談をし、会計処理の透明性と正確性の向上に努めております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は清明監査法人に所属している今村 敬氏、櫻田 淳氏であります。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 4 名、その他 4 名であります。

取締役の定数

当社は、取締役を10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

(取締役及び監査役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(取締役会の決議による剰余金の配当)

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするため、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

(取締役会の決議による中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的に、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	25		24	
連結子会社				
計	25		24	

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査法人より監査計画に基づいた監査報酬の見積りを受け、業務量(時間)及び監査メンバーの妥当性を検証し、決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)及び事業年度(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、清明監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等の適切な把握及び的確な対応を出来るようにするため、監査法人及び各種団体の主催する講習会に参加する等積極的な情報収集活動に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	428,054	513,133
受取手形及び売掛金	412,265	374,351
原材料及び貯蔵品	215,498	230,611
前払費用	121,410	112,152
その他	13,062	13,790
流動資産合計	1,190,290	1,244,038
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	10,365,551	10,483,030
減価償却累計額	6,565,622	6,419,299
減損損失累計額	1,559,401	1,607,550
建物及び構築物（純額）	2,240,527	2,456,180
車両運搬具	9,169	9,847
減価償却累計額	9,071	9,786
車両運搬具（純額）	98	60
工具、器具及び備品	1,966,343	1,911,354
減価償却累計額	1,729,684	1,697,155
減損損失累計額	87,015	91,416
工具、器具及び備品（純額）	149,643	122,782
土地	2,804,770	2,906,250
リース資産	31,454	35,774
減価償却累計額	12,755	19,088
リース資産（純額）	18,699	16,685
建設仮勘定	777	-
有形固定資産合計	5,214,516	5,501,960
無形固定資産		
ソフトウェア	26,345	13,543
電話加入権	10,575	10,575
その他	1,156	276
無形固定資産合計	38,076	24,395
投資その他の資産		
投資有価証券	6,284	8,860
長期前払費用	23,727	16,320
差入保証金	1,617,110	1,564,686
投資その他の資産合計	1,647,123	1,589,868
固定資産合計	6,899,716	7,116,224
資産合計	8,090,007	8,360,263

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	510,667	451,041
短期借入金	¹ 261,970	¹ 216,800
1年内返済予定の長期借入金	^{1, 2} 518,519	^{1, 2} 315,777
リース債務	6,398	7,154
未払金	151,293	148,702
未払費用	552,423	529,549
未払法人税等	33,664	33,570
未払消費税等	72,894	69,921
店舗閉鎖損失引当金	9,063	790
資産除去債務	27,682	87,873
その他	101,525	81,267
流動負債合計	2,246,101	1,942,448
固定負債		
社債	690,000	1,360,000
長期借入金	^{1, 2} 971,117	^{1, 2} 448,310
リース債務	13,769	10,962
退職給付引当金	21,821	24,263
繰延税金負債	914	112,897
資産除去債務	265,449	647,437
固定負債合計	1,963,071	2,603,870
負債合計	4,209,173	4,546,319
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,472,118	1,472,118
資本剰余金	2,127,118	2,127,118
利益剰余金	861,525	669,952
自己株式	9,714	9,722
株主資本合計	4,451,046	4,259,467
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,650	3,308
為替換算調整勘定	576,660	455,515
その他の包括利益累計額合計	575,009	452,207
新株予約権	4,796	6,684
純資産合計	3,880,834	3,813,943
負債純資産合計	8,090,007	8,360,263

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)
売上高	11,922,150	11,813,367
売上原価	11,107,698	10,899,396
売上総利益	814,451	913,971
販売費及び一般管理費		
信販手数料	119,407	121,183
役員報酬	57,425	58,290
給料	451,556	465,811
賞与	3,866	10,102
地代家賃	32,269	32,594
その他	293,013	279,302
販売費及び一般管理費合計	957,537	967,283
営業損失()	143,085	53,312
営業外収益		
受取利息	11	9
為替差益	-	23,865
設備賃貸料	16,841	10,763
その他	33,141	29,958
営業外収益合計	49,994	64,597
営業外費用		
支払利息	49,307	43,798
社債発行費	1,000	1,000
為替差損	8,231	-
その他	16,609	2,063
営業外費用合計	75,147	46,861
経常損失()	168,238	35,576
特別利益		
受取補償金	-	18,450
新株予約権戻入益	45,370	-
特別利益合計	45,370	18,450
特別損失		
固定資産除却損	-	1 7,937
減損損失	2 33,466	2 15,065
店舗閉鎖損失	3 12,279	3 22,501
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	135,014	-
災害による損失	25,368	-
特別損失合計	206,128	45,503
税金等調整前当期純損失()	328,996	62,629
法人税、住民税及び事業税	17,987	17,877
法人税等調整額	44,338	111,065
法人税等合計	62,326	128,942
少数株主損益調整前当期純損失()	391,322	191,572
当期純損失()	391,322	191,572

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
少数株主損益調整前当期純損失 ()	391,322	191,572
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,146	1,657
為替換算調整勘定	55,893	121,144
その他の包括利益合計	57,040	122,802
包括利益	448,362	68,770
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	448,362	68,770
少数株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,472,118	1,472,118
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,472,118	1,472,118
資本剰余金		
当期首残高	2,127,118	2,127,118
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,127,118	2,127,118
利益剰余金		
当期首残高	1,252,847	861,525
当期変動額		
当期純損失()	391,322	191,572
当期変動額合計	391,322	191,572
当期末残高	861,525	669,952
自己株式		
当期首残高	9,710	9,714
当期変動額		
自己株式の取得	4	7
当期変動額合計	4	7
当期末残高	9,714	9,722
株主資本合計		
当期首残高	4,842,373	4,451,046
当期変動額		
当期純損失()	391,322	191,572
自己株式の取得	4	7
当期変動額合計	391,327	191,579
当期末残高	4,451,046	4,259,467

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2,797	1,650
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,146	1,657
当期変動額合計	1,146	1,657
当期末残高	1,650	3,308
為替換算調整勘定		
当期首残高	520,767	576,660
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	55,893	121,144
当期変動額合計	55,893	121,144
当期末残高	576,660	455,515
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	517,969	575,009
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	57,040	122,802
当期変動額合計	57,040	122,802
当期末残高	575,009	452,207
新株予約権		
当期首残高	52,372	4,796
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	47,575	1,887
当期変動額合計	47,575	1,887
当期末残高	4,796	6,684
純資産合計		
当期首残高	4,376,776	3,880,834
当期変動額		
当期純損失（ ）	391,322	191,572
自己株式の取得	4	7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	104,615	124,689
当期変動額合計	495,942	66,890
当期末残高	3,880,834	3,813,943

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 ()	328,996	62,629
減価償却費	423,811	365,824
固定資産除却損	3,591	8,873
減損損失	33,466	15,065
店舗閉鎖損失	-	18,549
店舗閉鎖損失引当金の増減額 (は減少)	10,936	8,272
退職給付引当金の増減額 (は減少)	2,969	2,442
受取補償金	-	18,450
受取利息及び受取配当金	242	239
支払利息	49,307	43,798
社債発行費	1,000	1,000
為替差損益 (は益)	8,231	23,865
新株予約権戻入益	45,370	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	135,014	-
売上債権の増減額 (は増加)	2,900	40,638
たな卸資産の増減額 (は増加)	5,613	13,384
仕入債務の増減額 (は減少)	22,787	63,339
その他	23,727	37,381
小計	227,904	268,627
利息及び配当金の受取額	242	239
利息の支払額	44,551	41,832
補償金の受取額	-	18,450
法人税等の支払額	8,323	18,218
営業活動によるキャッシュ・フロー	175,270	227,266
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	27,877	40,913
資産除去債務の履行による支出	-	38,680
差入保証金の回収による収入	49,620	52,367
その他	4,838	1,926
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,904	29,153
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (は減少)	208,030	45,170
長期借入れによる収入	600,000	460,000
長期借入金の返済による支出	1,432,414	1,188,519
社債の発行による収入	689,000	669,000
リース債務の返済による支出	5,965	6,587
自己株式の取得による支出	4	7
配当金の支払額	71	10
財務活動によるキャッシュ・フロー	357,487	111,294
現金及び現金同等物に係る換算差額	179	1,739
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	165,490	85,078
現金及び現金同等物の期首残高	593,545	428,054
現金及び現金同等物の期末残高	428,054	513,133

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社
グローバルダイニング、インク・オブ カリフォルニア（米国）

2 持分法の適用に関する事項

非連結子会社・関連会社はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。

デリバティブ取引

時価法によっております。

たな卸資産

原材料

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

連結財務諸表提出会社

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物付属設備を除く）は定額法によっております。

なお、平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により減価償却費を計上しております。

定期借地権契約による借地上の建物及び構築物については、定期借地権の残存期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。

連結子会社

主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～41年

工具、器具及び備品 3～7年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当連結会計年度より、法人税法の改正に伴い、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による損益への影響は軽微であります。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

長期前払費用

均等償却をしております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末において回収不能見込額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、連結子会社には退職金制度はありません。

店舗閉鎖損失引当金

将来の店舗閉鎖に伴い、発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

金利キャップ

ヘッジ対象 借入金

ヘッジ方針

借入金の利息相当額の範囲内で市場金利変動リスクを回避する目的で行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

原則として、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。

特例処理によっている金利スワップ取引は、有効性の判定を省略しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、1株当たり情報に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」、「受取補償金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「営業外収益」の「その他」に含めて表示することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「受取保険金」に表示していた2,188千円、および「受取補償金」に表示していた5,961千円は、「その他」として組み替えております。

【追加情報】

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

1 下記のとおり債務の担保に供しております。

担保資産

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
建物及び構築物	604,288千円	579,645千円
土地	1,912,340千円	1,912,340千円
合計	2,516,629千円	2,491,986千円

債務の内容

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
短期借入金	250,000千円	216,800千円
1年内返済予定の長期借入金	470,019千円	256,683千円
長期借入金	704,993千円	448,310千円
合計	1,425,013千円	921,793千円

2 当社の借入金のうち一部の借入枠設定契約につきましては、財務制限条項が付されており、下記の条項に抵触した場合には、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(1)借入人の中間決算期末又は年度決算期末における連結の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額が直前の中間決算期末又は年度決算期末における連結の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の75%を、下回らないこと。

(2)借入人の中間決算又は年度決算における連結の損益計算書に示される経常損益を2期連続して損失とならないようにすること。

(連結損益計算書関係)

1 固定資産除却損

当連結会計年度(自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)

建物及び構築物	6,553千円
工具、器具及び備品	1,383千円
合計	7,937千円

2 減損損失

前連結会計年度(自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

地域	主な用途	種類	金額
東京都 4件	店舗	建物及び構築物	12,499千円
		工具、器具及び備品	2,069千円
神奈川県 1件	店舗	建物及び構築物	17,324千円
		工具、器具及び備品	1,573千円

当社グループは、原則として各店舗を基本単位としてグルーピングしております。

その結果、継続して営業損失を計上している店舗について建物及び構築物、工具、器具及び備品の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額33,466千円を特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零として評価しております。

当連結会計年度(自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

地域	主な用途	種類	金額
東京都 5件	店舗	建物及び構築物	13,469千円
		工具、器具及び備品	1,595千円

当社グループは、原則として各店舗を基本単位としてグルーピングしております。

その結果、継続して営業損失を計上している店舗について建物及び構築物、工具、器具及び備品の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額15,065千円を特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零として評価しております。

3 店舗閉鎖損失

前連結会計年度(自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)

店舗閉鎖損失は、3店舗の閉鎖に伴うものです。

当連結会計年度(自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)

店舗閉鎖損失は、6店舗の閉鎖および1店舗の業態変更に伴うものです。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金

当期発生額	2,575千円
組替調整額	千円
税効果調整前	2,575千円
税効果額	917千円
その他有価証券評価差額金	1,657千円

為替換算調整勘定

当期発生額	121,144千円
その他の包括利益合計	122,802千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,052,600			10,052,600

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,950	40		7,990

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 40株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権						4,796
子会社							
合計							4,796

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,052,600			10,052,600

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,990	60		8,050

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 60株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権						6,684
子会社							
合計							6,684

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
現金及び預金	428,054千円	513,133千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金		
現金及び現金同等物	428,054千円	513,133千円

2 重要な非資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
重要な資産除去債務の計上額	293,131千円	480,089千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース資産の内容

有形固定資産

店舗におけるPOSシステム等(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金での運用に限定し、また、資金調達については、主に銀行借入及び社債により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが2ヶ月以内のものであります。また、外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、一部変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、現在及び将来の変動金利長期借入金の支払利息を固定化するために金利スワップを、借入金等調達資金の将来の金利変動リスクを軽減するために金利キャップを利用しております。なお、ヘッジ会計の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」を参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社グループは、営業債権について、担当部署において信用調査を行い、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の実行、管理につきましては、取引及び取引限度額の設定等を、財務経理グループが取締役会において承認を得て行っており、取引結果については定例取締役会に報告を行うことになっております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、財務経理グループが預金残高の管理を行い、また、適時に資金繰計画を作成・更新することで、充分な手許流動性を確保しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください）。

前連結会計年度(平成23年12月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	428,054	428,054	
(2) 受取手形及び売掛金	412,265	412,265	
(3) 投資有価証券	6,284	6,284	
資産計	846,604	846,604	
(1) 支払手形及び買掛金	510,667	510,667	
(2) 短期借入金	261,970	261,970	
(3) 社債	690,000	623,020	66,979
(4) 長期借入金	1,489,637	1,425,303	64,334
負債計	2,952,274	2,820,961	131,313
デリバティブ取引	0	0	

当連結会計年度(平成24年12月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	513,133	513,133	
(2) 受取手形及び売掛金	374,351	374,351	
(3) 投資有価証券	8,860	8,860	
資産計	896,345	896,345	
(1) 支払手形及び買掛金	451,041	451,041	
(2) 短期借入金	216,800	216,800	
(3) 社債	1,360,000	1,242,097	117,902
(4) 長期借入金	764,087	730,353	33,734
負債計	2,791,929	2,640,292	151,637
デリバティブ取引			

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらの項目はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらの項目はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

社債は元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金は一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、返済期日までの期間及び元利金の合計額と同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成23年12月31日	平成24年12月31日
差入保証金	1,617,110	1,564,686

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成23年12月31日)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金(千円)	428,054			
受取手形及び売掛金(千円)	412,265			
合計	840,319			

当連結会計年度(平成24年12月31日)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金(千円)	513,133			
受取手形及び売掛金(千円)	374,351			
合計	887,485			

(注4) 長期借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成23年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債(千円)						690,000
長期借入金(千円)	518,519	312,807	353,419	150,106	71,424	83,360

当連結会計年度(平成24年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債(千円)						1,360,000
長期借入金(千円)	315,777	143,419	150,106	71,424	83,360	

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(平成23年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	6,284	3,720	2,564
合計	6,284	3,720	2,564

当連結会計年度(平成24年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	8,860	3,720	5,140
合計	8,860	3,720	5,140

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(平成23年12月31日)

区分	種類	契約額等(千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
市場取引以外の取引	キャップ取引 (買建)	200,000 (2,740)	()	(0)	(2,740)

(注) 1 時価の算定方法 取引を締結している取引銀行から提示された価格によっております。
2 キャップ料を()内に記載しております。

当連結会計年度(平成24年12月31日)

区分	種類	契約額等(千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
市場取引以外の取引	キャップ取引 (買建)	()	()	()	()

(注) 1 時価の算定方法 取引を締結している取引銀行から提示された価格によっております。
2 キャップ料を()内に記載しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(平成23年12月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	130,000	40,000	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体して処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

当連結会計年度(平成24年12月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	22,500		

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体して処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
退職給付債務(千円)	21,821	24,263
退職給付引当金(千円)	21,821	24,263

(注) 退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
勤務費用(千円)	7,886	8,502
退職給付費用(千円)	7,886	8,502

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

該当事項はありません。

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上原価の株式報酬費用	95千円	380千円
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	640千円	2,376千円

2. 権利失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
営業外収益の新株予約権戻入益	2,940千円	870千円
特別利益の新株予約権戻入益	45,370千円	千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

株主総会決議年月日	平成14年3月20日	平成15年3月29日	平成16年3月28日
取締役会決議年月日	平成14年5月21日	平成15年8月7日	平成16年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 81名	当社取締役 3名 当社従業員 103名	当社取締役 4名 当社従業員 110名
株式の種類及び付与数	普通株式 75,000株	普通株式 149,700株	普通株式 186,100株
付与日	平成14年5月22日	平成15年8月8日	平成16年6月29日
権利確定条件	(注1)	(注1)	(注1)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年4月1日 至 平成24年3月19日	自 平成16年1月1日 至 平成25年3月28日	自 平成17年1月1日 至 平成26年3月27日

株主総会決議年月日	平成17年3月20日	平成18年3月19日	平成19年3月18日
取締役会決議年月日	平成17年8月11日	平成18年4月27日	平成19年11月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 126名	当社取締役 3名	当社役員 8名 当社従業員 131名
株式の種類及び付与数	普通株式 94,500株	普通株式 15,000株	普通株式 98,900株
付与日	平成17年8月25日	平成18年4月28日	平成19年11月29日
権利確定条件	(注1)	(注1)	(注1)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	2年間 (自 平成19年11月16日 至 平成21年11月16日)
権利行使期間	自 平成18年1月1日 至 平成27年3月19日	自 平成19年1月1日 至 平成28年3月18日	自 平成21年11月17日 至 平成29年3月17日

株主総会決議年月日	平成19年3月18日	平成20年3月30日	平成21年3月28日
取締役会決議年月日	平成20年1月24日	平成20年10月23日	平成21年6月17日
付与対象者の区分及び人数	当社子会社従業員 4名	当社役員 6名 当社従業員 140名	当社役員 10名 当社従業員 25名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,600株	普通株式 225,000株	普通株式 700,000株
付与日	平成20年2月6日	平成20年11月14日	平成21年7月1日
権利確定条件	(注1)	(注1)	(注2)
対象勤務期間	2年間 (自平成20年1月24日 至平成22年1月24日)	2年間 (自平成20年10月23日 至平成22年10月23日)	(注3)
権利行使期間	自平成22年1月25日 至平成29年3月17日	自平成22年11月1日 至平成30年3月29日	自平成23年7月1日 至平成31年6月16日

株主総会決議年月日	平成23年3月26日	平成23年3月26日
取締役会決議年月日	平成23年9月15日	平成24年1月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 114名	当社子会社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 664,400株	普通株式 10,000株
付与日	平成23年10月1日	平成24年2月1日
権利確定条件	(注4)	(注6)
対象勤務期間	(注5)	(注7)
権利行使期間	自平成25年10月1日 至平成32年9月14日	自平成26年2月1日 至平成33年3月25日

- (注) 1. 付与対象者として新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社グループの取締役、執行役員若しくは従業員の地位にあることを要します。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではありません。
- その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによります。
2. 付与対象者として新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社グループの取締役、執行役員若しくは従業員の地位にあることを要します。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではありません。
- その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによります。
- ただし、以下の時期をもって権利確定日とします。
- 平成23年7月1日に付与数の4分の1
 - 平成25年7月1日に付与数の4分の1
 - 平成27年7月1日に付与数の4分の1
 - 平成29年7月1日に付与数の4分の1
3. 平成21年7月1日から平成23年6月30日 付与数の4分の1
平成21年7月1日から平成25年6月30日 付与数の4分の1
平成21年7月1日から平成27年6月30日 付与数の4分の1
平成21年7月1日から平成29年6月30日 付与数の4分の1
- 権利確定条件 ~ に対応
4. 付与対象者として新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社グループの取締役、執行役員若しくは従業員の地位にあることを要します。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではありません。
- その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによります。
- ただし、以下の時期をもって権利確定日とします。
- 平成25年10月1日に付与数の4分の1
 - 平成27年10月1日に付与数の4分の1
 - 平成29年10月1日に付与数の4分の1
 - 平成31年10月1日に付与数の4分の1
5. 平成23年10月1日から平成25年9月30日 付与数の4分の1
平成23年10月1日から平成27年9月30日 付与数の4分の1
平成23年10月1日から平成29年9月30日 付与数の4分の1
平成23年10月1日から平成31年9月30日 付与数の4分の1
- 権利確定条件 ~ に対応
6. 付与対象者として新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社グループの取締役、執行役員若しくは従業員の地位にあることを要します。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではありません。
- その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによります。
- ただし、以下の時期をもって権利確定日とします。
- 平成26年2月1日に付与数の4分の1
 - 平成28年2月1日に付与数の4分の1
 - 平成30年2月1日に付与数の4分の1
 - 平成32年2月1日に付与数の4分の1
7. 平成24年2月1日から平成26年1月31日 付与数の4分の1
平成24年2月1日から平成28年1月31日 付与数の4分の1
平成24年2月1日から平成30年1月31日 付与数の4分の1
平成24年2月1日から平成32年1月31日 付与数の4分の1
- 権利確定条件 ~ に対応

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数

株主総会決議年月日	平成14年 3 月20日	平成15年 3 月29日	平成16年 3 月28日
取締役会決議年月日	平成14年 5 月21日	平成15年 8 月 7 日	平成16年 6 月28日
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	5,000	10,000	15,000
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)	5,000		
未行使残(株)		10,000	15,000

株主総会決議年月日	平成17年 3 月20日	平成18年 3 月19日	平成19年 3 月18日
取締役会決議年月日	平成17年 8 月11日	平成18年 4 月27日	平成19年11月16日
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	15,000	15,000	6,000
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)			
未行使残(株)	15,000	15,000	6,000

株主総会決議年月日	平成19年3月18日	平成20年3月30日	平成21年3月28日
取締役会決議年月日	平成20年1月24日	平成20年10月23日	平成21年6月17日
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	400	54,000	2,000
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)		14,500	
未行使残(株)	400	39,500	2,000

株主総会決議年月日	平成23年3月26日	平成23年3月26日
取締役会決議年月日	平成23年9月15日	平成24年1月10日
権利確定前		
期首(株)	659,400	
付与(株)		10,000
失効(株)	68,000	
消却(株)		
権利確定(株)		
未確定残(株)	591,400	10,000
権利確定後		
期首(株)		
権利確定(株)		
権利行使(株)		
失効(株)		
未行使残(株)		

単価情報

株主総会決議年月日	平成14年 3月20日	平成15年 3月29日	平成16年 3月28日
取締役会決議年月日	平成14年 5月21日	平成15年 8月 7日	平成16年 6月28日
権利行使価格(円)	1,586	602	742
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な 評価単価(円)			

株主総会決議年月日	平成17年 3月20日	平成18年 3月19日	平成19年 3月18日
取締役会決議年月日	平成17年 8月11日	平成18年 4月27日	平成19年11月16日
権利行使価格(円)	750	1,165	421
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な 評価単価(円)			98

株主総会決議年月日	平成19年 3月18日	平成20年 3月30日	平成21年 3月28日
取締役会決議年月日	平成20年 1月24日	平成20年10月23日	平成21年 6月17日
権利行使価格(円)	319	198	400
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な 評価単価(円)	77	60	135

株主総会決議年月日	平成23年 3月26日	平成23年 3月26日
取締役会決議年月日	平成23年 9月15日	平成24年 1月10日
権利行使価格(円)	112	110
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な 評価単価(円)	34.02 34.25 35.40 37.28	35.02 35.78 35.59 37.20

(注) ~ は3.ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況(1)ストック・オプションの内容の権利確定条件及び対象勤務期間の ~ に対応しております。

4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法 ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

平成24年1月10日開催の取締役会決議に基づくもの

イ 株価変動性

44.32% 42.93% 40.95% 41.13%

予想残存期間に対応する期間の月次株価に基づき算定いたしました。

ロ 予想残存期間

5.58年 6.58年 7.58年 8.58年

予想残存期間については、十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものとして算定いたしました。

ハ 予想配当 当社配当実績より算定いたしました。

ニ 無リスク利率

0.402% 0.520% 0.634% 0.797%

予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りを使用いたしました。

5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

過去の退職率の実績に基づき、権利不確定による失効数を見積り算定いたしました。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金否認	7,777千円	8,647千円
事業所税否認	10,646千円	9,487千円
未払賞与否認	12,781千円	13,424千円
減価償却超過額	48,584千円	72,202千円
減損損失否認	319,231千円	376,379千円
未払事業税否認	6,285千円	5,965千円
繰越欠損金	249,343千円	271,798千円
子会社繰越欠損金	386,256千円	462,877千円
資産除去債務	105,870千円	264,147千円
その他	6,809千円	13,636千円
繰延税金資産小計	1,153,585千円	1,498,566千円
評価性引当金	1,054,930千円	1,386,263千円
繰延税金資産合計	98,655千円	112,302千円
繰延税金負債		
資産除去債務会計基準適用に伴う 有形固定資産計上額	51,511千円	222,615千円
その他有価証券評価差額金	914千円	1,832千円
その他	47,143千円	752千円
繰延税金負債合計	99,569千円	225,200千円
繰延税金資産(負債)の純額	914千円	112,897千円

繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
固定負債 繰延税金負債	914千円	112,897千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を6年～41年と見積り、割引率は使用見込期間に対応する国債を参考に合理的に考えられる利率により、資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
期首残高	(注) 257,763千円	293,131千円
時の経過による調整額	578千円	769千円
資産除去債務の履行による減少額	6,993千円	38,680千円
見積もりの変更に伴う増加額	41,783千円	480,089千円
期末残高	293,131千円	735,310千円

(注) 前連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

ニ 当該資産除去債務の見積額の変更

当連結会計年度において、経営環境の変化に対応するために店舗戦略を見直した結果、将来発生する原状回復義務等の見積額及び使用見込期間に変更が生じたことから、当連結会計年度末において見積りの変更を行い、変更前の資産除去債務残高に480,089千円加算しております。なお、この変更により当連結会計年度において営業損益、経常損益、税金等調整前当期純損益に与える影響はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、レストラン経営を主とする飲食事業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	米国	合計
3,945,998	1,268,518	5,214,516

3 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高に占める割合が10%を超える顧客がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	米国	合計
4,116,892	1,385,068	5,501,960

3 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高に占める割合が10%を超える顧客がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

事業セグメントが単一のため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 主要株主	長谷川 耕造			当社代表 取締役	(被所有) 直接 62.8	資金の 借入	借入の 返済(注)	190,000	長期借入金	210,000
役員 主要株主	長谷川 耕造			当社代表 取締役	(被所有) 直接 62.8	社債の発行	社債の 発行(注)	690,000	社債	690,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

借入金利は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。返済条件は、借入金は期間3年の一括返済、社債は期間7年の一括償還としております。

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 主要株主	長谷川 耕造			当社代表 取締役	(被所有) 直接 62.8	資金の 借入	借入の 返済(注)	210,000		
役員 主要株主	長谷川 耕造			当社代表 取締役	(被所有) 直接 62.8	社債の発行	社債の 発行(注)	670,000	社債	1,360,000
役員 主要株主	長谷川 耕造			当社代表 取締役	(被所有) 直接 62.8	社債利息の 支払	社債利息の 支払(注)	12,553	未払費用	2,174

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

借入金利は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。社債の返済条件は、期間6～7年の一括償還としております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 主要株主	長谷川 耕造			当社代表 取締役	(被所有) 直接 62.8	資金の 借入	資金の 借入(注)		長期借入金	26,123

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

借入金利は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。返済条件は、期間3年の一括返済としております。

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 主要株主	長谷川 耕造			当社代表 取締役	(被所有) 直接 62.8	資金の 借入	資金の 借入(注)		1年内返済予 定の長期借入 金	29,094

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

借入金利は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。返済条件は、期間3年の一括返済としております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
1株当たり純資産額	385円88銭	379円04銭
1株当たり当期純損失金額()	38円96銭	19円07銭

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。
- 2 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
当期純損失()	391,322千円	191,572千円
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る当期純損失()	391,322千円	191,572千円
普通株式の期中平均株式数	10,044,625株	10,044,563株

項目	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株引受権 株主総会の決議日 平成14年 3月20日 普通株式 5,000株 新株予約権 株主総会の決議日 平成15年 3月29日 取締役会の決議日 平成15年 8月 7日 新株予約権 100個 株主総会の決議日 平成16年 3月28日 取締役会の決議日 平成16年 6月28日 新株予約権 150個 株主総会の決議日 平成17年 3月20日 取締役会の決議日 平成17年 8月11日 新株予約権 150個 株主総会の決議日 平成18年 3月19日 取締役会の決議日 平成18年 4月27日 新株予約権 150個 株主総会の決議日 平成19年 3月18日 取締役会の決議日 平成19年11月16日 新株予約権 60個 株主総会の決議日 平成19年 3月18日 取締役会の決議日 平成20年 1月24日 新株予約権 4個	新株引受権 株主総会の決議日 平成14年 3月20日 普通株式 株 新株予約権 株主総会の決議日 平成15年 3月29日 取締役会の決議日 平成15年 8月 7日 新株予約権 100個 株主総会の決議日 平成16年 3月28日 取締役会の決議日 平成16年 6月28日 新株予約権 150個 株主総会の決議日 平成17年 3月20日 取締役会の決議日 平成17年 8月11日 新株予約権 150個 株主総会の決議日 平成18年 3月19日 取締役会の決議日 平成18年 4月27日 新株予約権 150個 株主総会の決議日 平成19年 3月18日 取締役会の決議日 平成19年11月16日 新株予約権 60個 株主総会の決議日 平成19年 3月18日 取締役会の決議日 平成20年 1月24日 新株予約権 4個

項目	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
	株主総会の決議日 平成20年 3月30日 取締役会の決議日 平成20年10月23日 新株予約権 540個 株主総会の決議日 平成21年 3月28日 取締役会の決議日 平成21年 6月17日 新株予約権 20個 株主総会の決議日 平成23年 3月26日 取締役会の決議日 平成23年 9月15日 新株予約権 6,594個 なお、これらの詳細は第4提出会 社の状況、(2)新株予約権等の状 況に記載しております。	株主総会の決議日 平成20年 3月30日 取締役会の決議日 平成20年10月23日 新株予約権 395個 株主総会の決議日 平成21年 3月28日 取締役会の決議日 平成21年 6月17日 新株予約権 20個 株主総会の決議日 平成23年 3月26日 取締役会の決議日 平成23年 9月15日 新株予約権 5,914個 株主総会の決議日 平成23年 3月26日 取締役会の決議日 平成24年 1月10日 新株予約権 100個 なお、これらの詳細は第4提出会 社の状況、(2)新株予約権等の状 況に記載しております。

(注) 平成14年 3月20日当社株主総会の決議による新株引受権は当連結会計年度中に失効しております。

(重要な後発事象)

1. 重要な資産の譲渡

当社は、平成25年1月8日付の取締役会書面決議において、当社の100%子会社であるグローバルダイニング、インク・オブ カリフォルニアが保有する固定資産の譲渡を決議いたしました。

なお、譲渡は平成25年1月18日に完了しております。

(1) 譲渡の理由

当社の子会社であるグローバルダイニング、インク・オブ カリフォルニアが保有する固定資産の見直しを行った結果、経営資源の有効活用を図るため、譲渡いたしました。

(2) 譲渡資産の内容

譲渡資産の種類 建物(1,058.4㎡)及び土地(2,880.0㎡)等

譲渡資産の所在地 134 N.La Cienega Blvd.Beverly Hills,CA 90211 U.S.A

帳簿価額 424,986千円(US\$4,899,540)

譲渡価額 US\$7,950,000

現況 レストラン

(注)1 譲渡価格につきましては、当社が第三者に依頼した算定価格に基づき、決定いたしました。

2 帳簿価額につきましては、期末日のレートにより円換算した金額を表記しております。

(3) 譲渡する相手会社の名称

Red Chamber Co.

(4) 日程

契約締結日 平成25年1月18日

物件引渡日 平成25年1月18日

(5) 損益に与える影響額

当該固定資産の譲渡に伴い、US\$3,006,012の利益を見込んでおります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)グローバルダイニング	第1回無担保社債	平成23年 6月30日	690,000	690,000	1.8	無担保社債	平成30年 7月2日
(株)グローバルダイニング	第2回無担保社債	平成24年 12月28日		670,000	1.8	無担保社債	平成30年 7月2日
合計			690,000	1,360,000			

(注) 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	261,970	216,800	1.2	
1年以内に返済予定の長期借入金	518,519	315,777	2.2	
1年以内に返済予定のリース債務	6,398	7,154		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	971,117	448,310	1.7	平成26年1月 ~平成29年10月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	13,769	10,962		平成26年1月 ~平成30年9月
その他有利子負債				
合計	1,771,774	999,003		

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	143,419	150,106	71,424	83,360
リース債務	5,621	1,792	1,792	1,188

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産の賃貸借契約に伴う原状回復義務等	293,131	480,859	38,680	735,310

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,847,994	5,833,974	8,706,518	11,813,367
税金等調整前四半期 (当期)純損失金額 (千円) ()	79,025	113,282	169,218	62,629
四半期(当期)純損失 金額() (千円)	83,511	122,220	181,603	191,572
1株当たり四半期 (当期)純損失金額 (円) ()	8円31銭	12円17銭	18円08銭	19円07銭

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純 損失金額() (円)	8.31	3.85	5.91	0.99

2【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	413,048	498,827
売掛金	388,298	350,391
原材料及び貯蔵品	200,306	217,425
前払費用	118,299	106,918
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	-	220,705
その他	9,989	9,117
流動資産合計	1,129,942	1,403,384
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 8,711,139	1 8,651,622
減価償却累計額	6,098,138	5,878,444
減損損失累計額	737,647	693,039
建物（純額）	1,875,352	2,080,137
構築物	100,020	100,020
減価償却累計額	67,656	70,785
減損損失累計額	6,034	6,034
構築物（純額）	26,328	23,200
車両運搬具	3,207	3,207
減価償却累計額	3,109	3,146
車両運搬具（純額）	98	60
工具、器具及び備品	1,694,104	1,600,205
減価償却累計額	1,546,764	1,483,186
減損損失累計額	34,161	32,552
工具、器具及び備品（純額）	113,178	84,466
土地	1 1,912,340	1 1,912,340
リース資産	31,454	35,774
減価償却累計額	12,755	19,088
リース資産（純額）	18,699	16,685
有形固定資産合計	3,945,998	4,116,892
無形固定資産		
ソフトウェア	26,345	13,543
電話加入権	10,575	10,575
その他	1,156	276
無形固定資産合計	38,076	24,395
投資その他の資産		
投資有価証券	6,284	8,860
関係会社株式	1,859,021	1,859,021
関係会社長期貸付金	190,751	-
長期前払費用	7,106	2,764
差入保証金	1,616,780	1,564,490
投資その他の資産合計	3,679,945	3,435,136
固定資産合計	7,664,021	7,576,424
資産合計	8,793,963	8,979,809

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	478,008	423,036
短期借入金	¹ 261,970	¹ 216,800
1年内返済予定の長期借入金	^{1, 2} 518,519	^{1, 2} 286,683
リース債務	6,398	7,154
未払金	150,247	147,559
未払費用	534,716	510,868
未払法人税等	33,664	33,570
未払消費税等	66,654	63,291
前受収益	60,500	37,500
店舗閉鎖損失引当金	9,063	790
資産除去債務	27,682	87,873
その他	35,094	38,430
流動負債合計	2,182,519	1,853,558
固定負債		
社債	690,000	1,360,000
長期借入金	^{1, 2} 734,993	^{1, 2} 448,310
株主、役員又は従業員からの長期借入金	210,000	-
リース債務	13,769	10,962
退職給付引当金	21,821	24,263
繰延税金負債	914	112,897
資産除去債務	265,449	647,437
固定負債合計	1,936,947	2,603,870
負債合計	4,119,467	4,457,429
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,472,118	1,472,118
資本剰余金		
資本準備金	2,127,118	2,127,118
資本剰余金合計	2,127,118	2,127,118
利益剰余金		
利益準備金	8,614	8,614
その他利益剰余金	1,069,912	914,258
別途積立金	3,500,100	3,500,100
繰越利益剰余金	2,430,187	2,585,841
利益剰余金合計	1,078,526	922,872
自己株式	9,714	9,722
株主資本合計	4,668,048	4,512,387
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,650	3,308
評価・換算差額等合計	1,650	3,308
新株予約権	4,796	6,684
純資産合計	4,674,495	4,522,379
負債純資産合計	8,793,963	8,979,809

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
売上高	11,314,466	11,203,719
売上原価	10,465,000	10,293,084
売上総利益	849,466	910,634
販売費及び一般管理費		
信販手数料	104,331	106,065
役員報酬	57,425	58,290
給料	434,374	439,831
賞与	3,866	10,102
法定福利費	52,531	51,831
地代家賃	29,448	29,448
減価償却費	22,229	17,565
その他	203,355	185,573
販売費及び一般管理費合計	907,561	898,707
営業利益又は営業損失()	58,095	11,927
営業外収益		
受取利息	11	9
為替差益	-	31
設備賃貸料	14,262	9,005
受取障害者雇用調整金	4,053	3,626
その他	23,388	21,695
営業外収益合計	41,716	34,367
営業外費用		
支払利息	42,253	30,336
社債利息	6,261	12,553
社債発行費	1,000	1,000
為替差損	27	-
その他	8,971	2,063
営業外費用合計	58,514	45,952
経常利益又は経常損失()	74,893	341
特別利益		
受取補償金	-	18,450
新株予約権戻入益	45,370	-
特別利益合計	45,370	18,450
特別損失		
固定資産除却損	-	7,937
減損損失	33,466	15,065
店舗閉鎖損失	12,279	22,501
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	135,014	-
災害による損失	25,368	-
特別損失合計	206,128	45,503
税引前当期純損失()	235,651	26,711
法人税、住民税及び事業税	17,987	17,877
法人税等調整額	44,338	111,065
法人税等合計	62,326	128,942
当期純損失()	297,977	155,653

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)		当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	3,200,586	30.6	3,253,522	31.6
労務費		3,482,864	33.3	3,365,449	32.7
経費		3,781,548	36.1	3,674,112	35.7
当期総製造費用		10,465,000	100.0	10,293,084	100.0
仕掛品期首たな卸高					
合計		10,465,000		10,293,084	
仕掛品期末たな卸高					
当期製品製造原価		10,465,000		10,293,084	

1 経費の内訳は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)		当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	
地代家賃	1,669,102千円	地代家賃	1,621,530千円
減価償却費	369,883千円	減価償却費	313,233千円
水道光熱費	698,699千円	水道光熱費	719,449千円
備品消耗品費	263,908千円	備品消耗品費	239,710千円
その他	779,954千円	その他	780,188千円
計	3,781,548千円	計	3,674,112千円

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、店舗別総合実際原価計算によっております。

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,472,118	1,472,118
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,472,118	1,472,118
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,127,118	2,127,118
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,127,118	2,127,118
資本剰余金合計		
当期首残高	2,127,118	2,127,118
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,127,118	2,127,118
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	8,614	8,614
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	8,614	8,614
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	3,500,100	3,500,100
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	3,500,100	3,500,100
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,132,210	2,430,187
当期変動額		
当期純損失()	297,977	155,653
当期変動額合計	297,977	155,653
当期末残高	2,430,187	2,585,841
利益剰余金合計		
当期首残高	1,376,503	1,078,526
当期変動額		
当期純損失()	297,977	155,653
当期変動額合計	297,977	155,653
当期末残高	1,078,526	922,872
自己株式		
当期首残高	9,710	9,714
当期変動額		
自己株式の取得	4	7
当期変動額合計	4	7
当期末残高	9,714	9,722

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
株主資本合計		
当期首残高	4,966,029	4,668,048
当期変動額		
当期純損失()	297,977	155,653
自己株式の取得	4	7
当期変動額合計	297,981	155,661
当期末残高	4,668,048	4,512,387
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2,797	1,650
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,146	1,657
当期変動額合計	1,146	1,657
当期末残高	1,650	3,308
評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,797	1,650
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,146	1,657
当期変動額合計	1,146	1,657
当期末残高	1,650	3,308
新株予約権		
当期首残高	52,372	4,796
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	47,575	1,887
当期変動額合計	47,575	1,887
当期末残高	4,796	6,684
純資産合計		
当期首残高	5,021,199	4,674,495
当期変動額		
当期純損失()	297,977	155,653
自己株式の取得	4	7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	48,721	3,544
当期変動額合計	346,703	152,116
当期末残高	4,674,495	4,522,379

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2 デリバティブの評価基準

時価法によっております。

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

4 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得の建物(建物付属設備を除く)は定額法によっております。

なお、平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については改正法人税法により減価償却費を計上しております。

定期借地権契約による借地上の建物・構築物については、定期借地権の残存期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～41年
構築物	15～20年
工具、器具及び備品	3～6年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による損益への影響は軽微であります。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

長期前払費用

均等償却をしております。

5 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

6 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末において回収不能見込額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金

将来の店舗閉鎖に伴い、発生すると見込まれる損失額を計上しております。

7 ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

金利キャップ

ヘッジ対象 借入金

ヘッジ方針

借入金の利息相当額の範囲内で市場金利変動リスクを回避する目的で行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

原則として、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。

特例処理によっている金利スワップ取引は、有効性の判定を省略しております。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、1株当たり情報に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

（損益計算書関係）

1 前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取障害者雇用調整金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。また、前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」、「受取補償金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「営業外収益」の「その他」に含めて表示することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた19,291千円、「受取保険金」に表示していた2,188千円、および「受取補償金」に表示していた5,961千円は、「受取障害者雇用調整金」4,053千円、「その他」23,388千円として組み替えております。

2 前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「営業外費用」の「その他」に含めて表示することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「固定資産除却損」に表示していた3,591千円は、「その他」として組み替えております。

【追加情報】

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

- 1 下記のとおり債務の担保に供しております。

担保資産

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
建物	604,288千円	579,645千円
土地	1,912,340千円	1,912,340千円
合計	2,516,629千円	2,491,986千円

債務の内容

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
短期借入金	250,000千円	216,800千円
1年内返済予定の長期借入金	470,019千円	256,683千円
長期借入金	704,993千円	448,310千円
合計	1,425,013千円	921,793千円

- 2 当社の借入金のうち一部の借入枠設定契約につきましては、財務制限条項が付されており、下記の条項に抵触した場合には、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(1) 借入人の中間決算期末又は年度決算期末における連結の貸借対照表における純資産の部(資本の部)の金額が直前の中間決算期末又は年度決算期末における連結の貸借対照表における純資産の部(資本の部)の75%を、下回らないこと。

(2) 借入人の中間決算又は年度決算における連結の損益計算書に示される経常損益を2期連続して損失とならないようにすること。

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

建物	6,553千円
工具、器具及び備品	1,383千円
合計	7,937千円

2 減損損失

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

地域	主な用途	種類	金額
東京都 4件	店舗	建物	12,499千円
		工具、器具 及び備品	2,069千円
神奈川県 1件	店舗	建物	17,324千円
		工具、器具 及び備品	1,573千円

当社は、原則として各店舗を基本単位としてグルーピングしております。

その結果、継続して営業損失を計上している店舗について建物、工具、器具及び備品の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額33,466千円を特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零として評価しております。

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

地域	主な用途	種類	金額
東京都 5件	店舗	建物	13,469千円
		工具、器具 及び備品	1,595千円

当社は、原則として各店舗を基本単位としてグルーピングしております。

その結果、継続して営業損失を計上している店舗について建物、工具、器具及び備品の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額15,065千円を特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零として評価しております。

3 店舗閉鎖損失

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

店舗閉鎖損失は、3店舗閉鎖に伴うものです。

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

店舗閉鎖損失は、6店舗の閉鎖および1店舗の業態変更に伴うものです。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	7,950	40		7,990

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 40株

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	7,990	60		8,050

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 60株

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース資産の内容

有形固定資産

店舗におけるPOSシステム等(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	平成23年12月31日	平成24年12月31日
子会社株式	1,859,021	1,859,021

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金否認	7,777千円	8,647千円
事業所税否認	10,646千円	9,487千円
未払賞与否認	12,781千円	13,424千円
減価償却超過額	48,584千円	72,202千円
減損損失否認	138,200千円	108,998千円
関係会社株式評価損否認	723,281千円	723,281千円
未払事業税否認	6,285千円	5,965千円
繰越欠損金	249,343千円	271,798千円
資産除去債務	105,870千円	264,147千円
その他	18,546千円	19,820千円
繰延税金資産小計	1,321,316千円	1,497,773千円
評価性引当金	1,269,804千円	1,386,223千円
繰延税金資産合計	51,511千円	111,549千円
繰延税金負債		
資産除去債務会計基準適用に伴う有形固定資産計上額	51,511千円	222,615千円
その他有価証券評価差額金	914千円	1,832千円
繰延税金負債合計	52,425千円	224,447千円
繰延税金資産(負債)の純額	914千円	112,897千円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
固定負債 繰延税金負債	914千円	112,897千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を6年～41年と見積り、割引率は使用見込期間に対応する国債を参考に合理的に考えられる利率により、資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
期首残高	(注) 257,763千円	293,131千円
時の経過による調整額	578千円	769千円
資産除去債務の履行による減少額	6,993千円	38,680千円
見積もりの変更に伴う増加額	41,783千円	480,089千円
期末残高	293,131千円	735,310千円

(注) 前事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

ニ 当該資産除去債務の見積額の変更

当事業年度において、経営環境の変化に対応するために店舗戦略を見直した結果、将来発生する原状回復義務等の見積額及び使用見込期間に変更が生じたことから、当事業年度末において見積りの変更を行い、変更前の資産除去債務残高に480,089千円加算しております。なお、この変更により当事業年度において営業損益、経常損益、税引前当期純損益に与える影響はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
1株当たり純資産額	464円90銭	449円57銭
1株当たり当期純損失金額()	29円67銭	15円50銭

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。
- 2 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
当期純損失()	297,977千円	155,653千円
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る当期純損失()	297,977千円	155,653千円
普通株式の期中平均株式数	10,044,625株	10,044,563株

項目	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株引受権 株主総会の決議日 平成14年 3月20日 普通株式 5,000株 新株予約権 株主総会の決議日 平成15年 3月29日 取締役会の決議日 平成15年 8月 7日 新株予約権 100個 株主総会の決議日 平成16年 3月28日 取締役会の決議日 平成16年 6月28日 新株予約権 150個 株主総会の決議日 平成17年 3月20日 取締役会の決議日 平成17年 8月11日 新株予約権 150個 株主総会の決議日 平成18年 3月19日 取締役会の決議日 平成18年 4月27日 新株予約権 150個 株主総会の決議日 平成19年 3月18日 取締役会の決議日 平成19年11月16日 新株予約権 60個 株主総会の決議日 平成19年 3月18日 取締役会の決議日 平成20年 1月24日 新株予約権 4個 株主総会の決議日 平成20年 3月30日 取締役会の決議日 平成20年10月23日 新株予約権 540個 株主総会の決議日 平成21年 3月28日 取締役会の決議日 平成21年 6月17日 新株予約権 20個 株主総会の決議日 平成23年 3月26日 取締役会の決議日 平成23年 9月15日 新株予約権 6,594個	新株引受権 株主総会の決議日 平成14年 3月20日 普通株式 株 新株予約権 株主総会の決議日 平成15年 3月29日 取締役会の決議日 平成15年 8月 7日 新株予約権 100個 株主総会の決議日 平成16年 3月28日 取締役会の決議日 平成16年 6月28日 新株予約権 150個 株主総会の決議日 平成17年 3月20日 取締役会の決議日 平成17年 8月11日 新株予約権 150個 株主総会の決議日 平成18年 3月19日 取締役会の決議日 平成18年 4月27日 新株予約権 150個 株主総会の決議日 平成19年 3月18日 取締役会の決議日 平成19年11月16日 新株予約権 60個 株主総会の決議日 平成19年 3月18日 取締役会の決議日 平成20年 1月24日 新株予約権 4個 株主総会の決議日 平成20年 3月30日 取締役会の決議日 平成20年10月23日 新株予約権 395個 株主総会の決議日 平成21年 3月28日 取締役会の決議日 平成21年 6月17日 新株予約権 20個 株主総会の決議日 平成23年 3月26日 取締役会の決議日 平成23年 9月15日 新株予約権 5,914個

項目	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
	なお、これらの詳細は第4提出会社の状況、(2)新株予約権等の状況に記載しております。	株主総会の決議日 平成23年3月26日 取締役会の決議日 平成24年1月10日 新株予約権 100個 なお、これらの詳細は第4提出会社の状況、(2)新株予約権等の状況に記載しております。

(注) 平成14年3月20日当社株主総会の決議による新株引受権は当該事業年度中に失効しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	其他有価証券	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	19,220	8,860
計			19,220	8,860

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加 額 (千円)	当期減少 額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期末減 損損失累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産								
建物	8,711,139	509,938	569,456	8,651,622	5,878,444	693,039	298,271(13,469)	2,080,137
構築物	100,020			100,020	70,785	6,034	3,128	23,200
車両運搬具	3,207			3,207	3,146		37	60
工具、器具及び備 品	1,694,104	16,225	110,124	1,600,205	1,483,186	32,552	42,166 (1,595)	84,466
土地	1,912,340			1,912,340				1,912,340
リース資産	31,454	4,320		35,774	19,088		6,333	16,685
建設仮勘定		25,681	25,681					
有形固定資産計	12,452,266	556,165	705,261	12,303,170	7,454,651	731,626	349,937 (15,065)	4,116,892
無形固定資産								
ソフトウェア				190,684	177,140		13,562	13,543
電話加入権				10,575				10,575
その他				1,233	956		81	276
無形固定資産計				202,492	178,097		13,643	24,395
長期前払費用	18,985	765	6,417	13,334	10,570		4,560	2,764

(注) 1 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

建物

資産除去債務

480,089千円

LB6

内装等工事

21,575千円

工具、器具及び備品

タブローズ・ラウンジ

厨房器具等什器

1,858千円

LB6

厨房器具等什器

1,589千円

カフェ ラ・ボエム白金

厨房器具等什器

1,350千円

ラ・ボエム クアリタ渋谷

厨房器具等什器

1,017千円

リース資産

本社

複合機

4,320千円

2 当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

建物

カフェ ラ・ボエム港北	閉店による除却	177,297千円
ゼスト キャンティーナ恵比寿	閉店による除却	130,895千円
カフェ ラ・ボエム骨董通り	閉店による除却	95,349千円
ゼスト キャンティーナ飯倉	閉店による除却	72,155千円
モンスーンカフェ 西麻布	閉店による除却	55,512千円

工具、器具及び備品

カフェ ラ・ボエム港北	閉店による除却	45,742千円
カフェ ラ・ボエム骨董通り	閉店による除却	23,820千円
ゼスト キャンティーナ恵比寿	閉店による除却	17,461千円

3 無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

4 当期償却額欄の()内は、内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
店舗閉鎖損失引当金	9,063	3,610	11,883		790

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	159,017
預金の種類	
当座預金	320,371
普通預金	19,397
別段預金	40
計	339,809
合計	498,827

ロ 売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, Inc.	88,835
三井住友カード株式会社	84,956
三菱地所リテールマネジメント株式会社	42,898
株式会社イクスピアリ	32,447
三菱UFJニコス株式会社	28,743
その他	72,510
合計	350,391

(ロ)売掛金滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
388,298	5,422,045	5,459,951	350,391	94.0%	24.93

(注) 上記金額には消費税等の額が含まれております。

八 原材料及び貯蔵品

品目	金額(千円)
酒類	147,818
乾物類	18,548
肉類	10,700
魚類	7,655
葉巻・小物類	3,906
野菜類	3,021
乳製品類	2,634
米・パン類	1,392
包材	15,495
その他	6,250
合計	217,425

二 関係会社株式

銘柄	金額(千円)
(子会社株式)	
グローバルダイニング, インク・オブ カリフォルニア	1,859,021
合計	1,859,021

ホ 差入保証金

区分	金額(千円)
店舗	1,534,596
事務所	28,189
その他	1,705
合計	1,564,490

負債の部
イ 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社三井食品	135,660
株式会社カクヤス	77,161
タカナシ販売株式会社	23,919
株式会社海老正	17,839
株式会社戸塚	15,451
その他	153,005
合計	423,036

ロ 未払費用

内訳	金額(千円)
未払給与	337,076
未払社会保険料	81,430
未払水道光熱費	52,238
未払家賃	20,512
未払固定資産税	9,656
その他	9,955
合計	510,868

ハ 社債

区分	金額(千円)
第1回無担保社債	690,000
第2回無担保社債	670,000
合計	1,360,000

ニ 資産除去債務

区分	金額(千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等	647,437
合計	647,437

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで										
定時株主総会	3月中										
基準日	12月31日										
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日										
1単元の株式数	100株										
単元未満株式の買取り											
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部										
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社										
取次所 買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として、1単元当たりの金額を下記算式により算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額 (算式) 1株当たりの買取価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>100万円以下の金額</td> <td>1.150%</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え500万円以下の金額につき</td> <td>0.900%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え1,000万円以下の金額につき</td> <td>0.700%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき</td> <td>0.575%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき</td> <td>0.375%</td> </tr> </table> (円未満の端数を生じた場合は切り捨てる。) ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。	100万円以下の金額	1.150%	100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%	500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%	1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%	3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%
100万円以下の金額	1.150%										
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%										
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%										
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%										
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%										
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。 (公告のホームページアドレス http://www.global-dining.com/)										
株主に対する特典	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象株主 毎年12月末日及び6月末日現在の株主名簿において記録された株主を対象とします。 2 贈呈基準 500株以上所有の株主に対し、15%割引の株主優待証を1枚贈呈いたします。 3 利用方法 当社直営店舗の店頭において、株主優待証の提示により、会計料金の15%を割引いたします。(会計の際、伝票にご署名いただきます。) また、第三者への貸与、譲渡は、有償・無償を問わずできません。 同伴者も一括払いにて同様の扱いとします。(回数制限なし) 4 利用上の制限 ランチメニューと貸切パーティー、ウェディングは除きます。また、各種割引及びクーポン券類との併用もできません。 当社直営店舗でないデパート等の催事販売、通信販売、オンラインショッピング等は対象外となります。 株主優待証の紛失、盗難、滅失などの責任は負いかねます。また、再発行もいたしません。 5 有効期間 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>12月31日基準の株主</td> <td>翌年4月1日から9月30日までの6カ月間有効</td> </tr> <tr> <td>6月30日基準の株主</td> <td>10月1日から翌年3月31日までの6カ月間有効</td> </tr> </table> 	12月31日基準の株主	翌年4月1日から9月30日までの6カ月間有効	6月30日基準の株主	10月1日から翌年3月31日までの6カ月間有効						
12月31日基準の株主	翌年4月1日から9月30日までの6カ月間有効										
6月30日基準の株主	10月1日から翌年3月31日までの6カ月間有効										

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社に、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書 及びその添付書類 並びに有価証券 報告書の確認書	事業年度 (第39期)	自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	平成24年3月28日 関東財務局長に提出。
(2)	内部統制報告書 及びその添付書類	事業年度 (第39期)	自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	平成24年3月28日 関東財務局長に提出。
(3)	四半期報告書、四半 期報告書の確認書	第40期 第1四半期 第40期 第2四半期 第40期 第3四半期	自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日 自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日 自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	平成24年5月11日 関東財務局長に提出。 平成24年8月10日 関東財務局長に提出。 平成24年11月12日 関東財務局長に提出。
(4)	臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業 内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 (議決権行使結果)		平成24年3月29日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 3月23日

株式会社 グローバルダイニング

取締役会 御中

清明監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 今 村 敬

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 櫻 田 淳

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローバルダイニングの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルダイニング及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社グローバルダイニングの平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社グローバルダイニングが平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 3月23日

株式会社 グローバルダイニング

取締役会 御中

清明監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 村 敬

指定社員
業務執行社員 公認会計士 櫻 田 淳

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローバルダイニングの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルダイニングの平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。